

令和5年度

佐世保市包括外部監査結果報告書
(概要版)

令和5年度 佐世保市包括外部監査人

弁護士 馬場章廣

概要版目次

第1部 包括外部監査の概要

第1	包括外部監査の概要	2
第2	事件を選定した理由	2
第3	包括外部監査の手法	3
第4	包括外部監査の期間	4
第5	包括外部監査人及び包括外部監査人補助者	5
第6	利害関係	5
第7	報告書の構成	5

第2部 佐世保市の財政及び人口の推移

第1章	佐世保市の財政の推移	
第1	普通会計	8
第2	一般会計	8
第3	財政に関する見通し	8
第2章	人口の推移	
第1	佐世保市の人口の推移	9
第2	18歳未満人口の推移	9
第3	未就学児・小学生人口の推移	9
第4	出生数及び合計特殊出生率の推移	9

第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策

第1章	監査の観点・方法	1 1
第2章	我が国における子ども子育て支援の経緯・内容等	
	第1 我が国の子ども家庭福祉の歴史	1 1
	第2 子ども家庭福祉の進展	1 1
	第3 子ども家庭福祉の行政機関及び審議機関	1 1
	第4 実施機関	1 1
	第5 子ども家庭福祉に関する施設の種類と類型	1 1
	第6 子ども家庭福祉の主な専門職	1 1
第3章	第2期新させぼっ子未来プランの概要	
	第1 計画の概要	1 2
	第2 佐世保市の子ども子育てを取り巻く現状と課題	1 3
	1 少子化の進行	1 3
	2 子どもの貧困	1 3
	3 核家族化の進行	1 3
	4 共働き世帯の増加	1 3
	第3 佐世保市における担当部局と財務内容	1 3
	1 子ども未来部の職務分掌と財務内容	1 3
	(1) 子ども未来部について	1 3
	(2) 組織構成・事務分掌	1 3
	(3) 財政状況	1 3
第4章	佐世保市における子ども子育て支援関連施設の状況	1 4
	第1 佐世保市における幼稚園・保育所の設置状況	1 4
	第2 佐世保市における放課後児童クラブの設置状況	1 5
第5章	佐世保市における具体的な取り組み	
	第1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実	1 6
	1 妊娠・出産等に関する知識の普及	1 6

(1) 幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進	16
(2) ライフデザイン構築のための支援	16
(3) 食育による子育て支援	16
2 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減	16
(1) 安全で健やかな妊娠・出産への支援	16
(2) 乳幼児健康診査の適切な実施	17
(3) 家庭訪問による支援	17
(4) 子どもに関する相談支援	17
(5) 児童虐待の未然防止	17
(6) ひとり親家庭等の自立促進	17
3 子どもの療育と発達支援	17
(1) 子ども発達センターと地域での障がい児支援	17
(2) すぎのこ園での障がい児支援	17
4 経済的支援の充実	18
(1) 児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施	18
(2) 福祉医療制度の運用	18
第2 地域での子どもと子育ての支援	19
1 地域における子育て支援の充実	19
(1) 地域子育て支援機能の充実	19
(2) ファミリーサポートセンターの運営	19
(3) 子育て支援サークルの自主的活動へのサポート	19
(4) 子育てサポーターの養成	19
(5) 子育て支援意識の高揚	20
(6) 事業者の子育てに対する理解促進	20
2 地域における子どもの健全育成	20
(1) 新・放課後子ども総合プランに係る取組の推進	20

(2) 施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり	2 0
第3 幼児教育・保育の充実	2 1
1 幼児教育・保育における量の確保と質の向上	2 1
(1) 幼児教育・保育環境の充実	2 1
(2) 幼児教育・保育の質の向上	2 1
2 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの内容	2 1
(1) 延長保育等の実施	2 1
(2) 病児保育の推進	2 1
(3) その他の保育事業	2 1

第4部 佐世保市における関連施設への往査

第1章 監査の観点・方法	2 3
第1 概要	2 3
第2 調査事項	2 3
第2章 公立保育所往査	2 5
第1 市立大黒保育所	2 5
第2 中部子育て支援センター	2 5
第3章 私立保育所往査（CANDYこども園）	2 5
第4章 ファミリーサポートセンター	2 5
第5章 あおぞらランド	2 6

第5部 総括

第1章 全体的な評価・意見	2 8
第2章 意見及び評価等	3 0

※法律等の条文の記載について

法律等の条文を記載するにあたっては、原則として、条については「第」をつけているが、項・号については「第」の記載を省略している。ただし、項・号について、適宜「第」の記載していることがある。

※数字の記載について

本文中の数字は原則として、全角で「,」をつけない。表等の数字は適宜全角または半角を用いている（資料等を抜粋した場合は、そのものを掲載している。）。ただし、適宜「、」または「,」を付記していることがある。

※略称について

法令、条例、内規等については、適宜略称をする際、本文中にてその旨を明示している。また、包括外部監査人については、適宜「監査人」と略称することがある。

※年度について

原文が「平成31年度」となっているものを除いて、原則として「令和元年度」又「令和1年度」と記載する。

第 1 部

包括外部監査の概要

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37の1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査のテーマ

子ども・子育て支援事業に関する財務・事務執行

(2) 外部監査の対象期間

原則として令和4年度。ただし必要に応じて他年度。

第2 事件を選定した理由

我が国における人口減少・少子化の進行については、佐世保市でも例外ではない。佐世保市における人口は2010（平成22）年度にピークとなり26万1101人まで増加していたが、それ以降は減少傾向が続き、2020（令和2）年度は24万3223人となっている。そして、出生数は減少傾向にあり、2001（平成13）年度の出生数は2,331人、年少人口（0歳～14歳）の割合は15.2%であったのに対して、2022（令和2）年度の出生数は1,881人、年少人口の割合は13.0%となっている。このように、長期間にわたり人口減少・少子化が進んでいることから、今後もこの傾向が続くと予想されている。

少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会経済構造の大きな転換期を迎えている。また、共働き家庭の増加、核家族化、地域のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境が変化する中、待機児童、児童虐待、子どもの貧困などの問題も顕在化している。

佐世保市では、2015（平成27）年度から5カ年を計画期間とする「新

させぼっ子未来プラン」を策定し、また、その後継計画として、令和2年度から「第2期新させぼっ子未来プラン」を策定しており、妊娠・出産から乳幼児期・学齢期・青少年期に至る子ども・子育て支援施策を総合的に推進している。

これまで佐世保市の包括外部監査において同内容の監査が実施されていないことに加え、前述の通り少子化が進む現状においては、同計画に基づく子育て支援事業について、財務・事務執行が効果的かつ適切に実施されてきたかどうか検証を行うことは有意義であると考えます。とりわけ、子育て支援施策は、社会、周辺状況の変化によって必要性、適合性等が変化していくものであることから、どのような支援事業が必要で何が足りないかという観点からも検証を試みたく、本年度の監査テーマとして選定しました。

第3 包括外部監査の手法

1 外部監査の対象部署

佐世保市の事務分掌として子ども子育て支援政策を統括している子ども未来部を主要な監査対象とした。

2 外部監査の観点

子ども・子育て支援事業の財務・事務執行の現状監査につき、その施策や事務執行並びにその結果については、法令による是非を問われるべきものである。それゆえ、これらについては、適法性、有効性及び効率性に重点を置いて検証した。また、その財務については、税金を直接の原資としていることから、適法性、有効性及び効率性に加え、経済性も併せてその適否につき留意した。

それぞれの語句の意味について、以下のとおりである。

適法性 法令等の根拠に照らし、子ども・子育て支援事業の事務執行が適切に執行されているか。

有効性 事務・事業の遂行および予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか。

経済性 より少ない費用で実施できないか。

効率性 子ども・子育て支援事業に関する支出につき、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか。

3 外部監査の手続

主な手続は、以下のとおりである。

(1) 関係資料（法規集・文献等）の収集・検証

(2) 関係部署に対するヒアリング・書面照会

関係部署に対し、必要に応じて、ヒアリングを実施した。また、適宜、関係部署、特に、佐世保市子ども未来部への書面照会を用いて事実確認を行った。

(3) 関係書類の閲覧

関係部署へ必要書類の閲覧を求め、閲覧した。原本確認が必要なものは原本を確認した。

(4) 現場視察（往査）

監査執務は、外部監査人室のほか、必要に応じて、子ども・子育て支援事業に関連する施設の視察を行った。

第4 包括外部監査の期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

第5 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者

本監査において、監査人は、監査の事務に際し、監査人補助者による補助を受けている（地方自治法第252条の32の1項）。

監査人を含め弁護士4名体制である。

包括外部監査人	弁護士	馬場	章廣
包括外部監査人補助者	弁護士	松田	貴史
同上	弁護士	堤	智代美
同上	弁護士	今井	寧子

第6 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第7 報告書の構成

1 全体の構成

- 第1部 包括外部監査の概要
- 第2部 佐世保市の財政及び人口の推移
- 第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策
- 第4部 佐世保市における関連施設への往査
- 第5部 総括

2 各部の各章の構成

本報告書では、第2部から第4部まで、基本的に、以下の構成で記載す

ることとした。ただし、章によっては、当該構成での記載が難しい場合は、別の構成によっている。

(1) 監査の観点・監査の方法

当該項目において意識した監査の観点と監査の方法を記載した。

(2) 組織概要等

佐世保市の子ども子育て支援を担当する佐世保市子ども未来部について、適宜組織概要等を記載した。

(3) 法令、内規等（規範）

子ども子育て支援については、子ども・子育て支援法、児童福祉法等国の法令が定められているが、地域毎の需要への対応のため、佐世保市子ども育成条例等の各条例及び内規が具体的な手続を定めている。関係法令や内規等についても内容を精査した。

(4) 現実の運用状況、手続内容の摘示（事実）

監査にて把握した実際の予算執行状況につき、必要に応じて選別の上で、運用状況及び手続内容について摘示した。

(5) 意見等

監査項目についての判断となる指摘及び意見、評価については、上記の規範及び運用状況等事実について、適宜個別に付するとともに、各章の総論的なものについては最後に記載した。それぞれの意義は次のとおりである。

ア 規範に反しているものは「指摘」とする。

イ 規範には反していないものの改善・変更をすべきと考えるものを「意見」とする。

ウ 事務執行のうち評価されるべき点については、端的に「評価」と記載している。

第 2 部

佐世保市の財政及び人口の推移

第1章 佐世保市の財政の推移

第1 普通会計

佐世保市における普通会計の状況について確認した。

第2 一般会計

佐世保市における一般会計の状況について確認した。

第3 財政に関する見通し

佐世保市における財政に関する見通しを、佐世保市中期財政計画をもとに確認した。

第2章 人口の推移

第1 佐世保市の人口の推移

佐世保市の人口の推移を確認した。

第2 18歳未満人口の推移

佐世保市における18歳未満人口の推移を確認した。

第3 未就学児・小学生人口の推移

佐世保市における未就学児（5歳以下人口）及び小学生人口（11歳以下人口）の推移を確認した。

第4 出生数及び合計特殊出生率の推移

佐世保市の出生数及び合計特殊出生率の推移を確認した

なお、合計特殊出生率とは、その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

第3部

佐世保市における子ども子育て支援の施策

第1章 監査の観点・方法

佐世保市における子ども子育て支援政策に関する規則、佐世保市子ども未来部の組織運営・事務分掌、「第2期新させぼっ子未来プラン」の内容並びに予算等について佐世保市に資料提出を求め、これらの現状を確認した。これらの点について、適宜意見を述べる。

第2章 我が国における子ども子育て支援の経緯・内容等

第1 我が国の子ども家庭福祉の歴史

我が国の子ども家庭福祉の歴史について概観した。

第2 子ども家庭福祉の進展

近年の子ども家庭福祉の政策の動きについて概観した。

第3 子ども家庭福祉の行政機関及び審議機関

子ども家庭福祉に係る行政機関・審議機関について概観した。

第4 実施機関

子ども家庭福祉に係る実施機関について概観した。

第5 子ども家庭福祉に係る施設の種類と類型

子ども家庭福祉に係る施設について概観した。

第6 子ども家庭福祉の主な専門職

子ども家庭福祉に係る専門職について概観した。

第3章 第2期新させぼっ子未来プランの概要

第1 計画の概要

全国的に、少子化の問題や核家族化の進行、女性の社会進出に伴う共働き家族の増加等に見られるライフスタイルの多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、佐世保市では、子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めながら、心豊かな人を育むまちを目指すため、子ども・子育て分野のマスタープランである「新させぼっ子未来プラン」を平成27年3月に策定し、各種施策・事業を展開している。

また、昨今、深刻化する子どもの虐待や貧困などの厳しい状況に加え、国においては、「人づくり革命」としての幼児教育・保育の無償化が進められる一方、佐世保市においても、平成28年4月の中核市移行に伴い、児童福祉及び母子保健に関する権限移譲事務への対応のほか、令和元年度には西九州させぼ広域都市圏を形成し、各種連携事業の推進を図るなどの新たな動きが見られる。

このような背景を踏まえ、現計画である「新させぼっ子未来プラン」の計画期間が令和元年度までとなっていることから、今後における継続的かつ計画的な政策展開を図るため、令和2年度を始期とする次期計画の策定が必要となり、「第2期新させぼっ子未来プラン」が策定されることになった。

佐世保市のホームページで公表されている「第2期新させぼっ子未来プラン」の内容については別紙の通りである。また、本監査報告書では、「第2期新させぼっ子未来プラン」の詳細を精査・検討している。

第2 佐世保市の子ども子育てを取り巻く現状と課題

1 少子化の進行

出生数、未就学児・小学生人口、0歳から18歳の人口の推移を見ると減少傾向であり、少子化が続いていることを確認した。

2 子どもの貧困

子どもの貧困の状況について確認した。

3 核家族化の進行

国勢調査によると、三世帯世帯の割合が減少し、親と未婚の子のみの世帯は高水準が続いていることから、核家族化が進行していることを確認した。

4 共働き世帯の増加

共働きである「夫が就業者、妻が就業者の一般世帯」の割合は上昇傾向にあることを確認した。

第3 佐世保市における担当部局と財務内容

1 子ども未来部の職務分掌と財務内容【意見あり】

(1) 子ども未来部について

子ども未来部は、子ども子育て支援事業全般を担当する。

(2) 組織構成・事務分掌

子ども未来部の組織構成や事務分掌を確認した。なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

(3) 財政状況

子ども未来部の各課における令和4年度の歳入・歳出を確認した。

第4章 佐世保市における子ども子育て支援関連施設の状況

第1 佐世保市における幼稚園・保育所の設置状況

1 はじめに

佐世保市における幼稚園・保育所の設置状況等について明らかにする。なお、幼稚園・保育所の詳細については「第5章 佐世保市における具体的な取り組み」において論じる。

2 佐世保市における幼稚園・保育所の一覧

佐世保市における幼稚園・保育所の一覧を確認した。

3 各施設の利用定員等【意見あり】

(1) 各施設の利用定員

各施設の利用定員の推移について確認した。

(2) 各施設の利用定員

各施設の利用定員について確認した。なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

4 保育料の徴収【意見あり】

(1) 保育料の金額決定

助産施設及び母子生活支援施設入所者負担金並びに保育料徴収規則により定まっている。

(2) 保育料の徴収手続及び徴収管理

保育料の徴収手続及び徴収管理については、2010（平成22）年5月に「子ども未来部保育所保育料徴収管理マニュアル」が定められ、詳細な手続が定められ、以後複数回改訂が行われている。管理マニュアルの内容や徴収率の推移等について確認した。なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

5 AIによる保育所利用調整【評価・意見あり】

(1) AI導入に至る経緯

保育所の入所選考におけるAIを導入した経緯等について確認した。

(2) AI導入のメリット

AIを導入したことについてのメリットについて確認した。

(3) AI導入に対する保育所からの意見

佐世保市内の保育所からAI導入に関して出ている意見について確認した。なお、評価・意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

第2 佐世保市における放課後児童クラブの設置状況

1 はじめに

放課後児童クラブとは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る施設である。

なお、放課後児童クラブの詳細については「第5章 佐世保市における具体的な取り組み」において論じる。

2 佐世保市における放課後児童クラブ

佐世保市における放課後児童クラブの一覧を確認した。

第5章 佐世保市における具体的な取り組み

第1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実

1 妊娠・出産等に関する知識の普及

(1) 幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進

佐世保市では、性に関する質問が多くなる幼児期に正しい性の知識を伝える幼児向け性の健康教育「いのちのお話会」を実施していることから、その内容を確認した。

(2) ライフデザイン構築のための支援

佐世保市では、市内の高校生や大学生等に対して、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及活動などを通じ、ライフデザインの構築に係る意識啓発を行うとともに、母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時において、それぞれの家庭の状況等を確認しながら、必要に応じ、家族計画に係る指導・啓発を行っていることから、その内容を確認した。

(3) 食育による子育て支援【意見あり】

我が国における食育の基本的な枠組みについて概観したほか、佐世保市における食育の取り組みについて確認した。なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

2 母子への切れ目のない支援と育児不安の軽減

(1) 安全で健やかな妊娠・出産への支援【意見あり】

佐世保市では、妊娠中から出産後まで関わりが深い産科医療機関と行政が情報を共有しながら、妊婦・産婦に寄り添い、妊娠中～産後までサポートしていることから、内容について確認した。

佐世保市では、不妊治療を行っている者に対する経済的支援を行って

いることから、その内容について確認した。なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

妊娠月週数に応じ妊婦健康診査を行い、妊婦の健康状態の把握、検査、計測、保健指導などを実施することによって、異常の早期発見に努めていることから、その内容について確認した。

(2) 乳幼児健康診査の適切な実施

佐世保市では、乳幼児を対象とする定期検診を行っていることから、その内容を確認した。

(3) 家庭訪問による支援

佐世保市における家庭訪問による支援について確認した。

(4) 子どもに関する相談支援

佐世保市では、子育て家庭の抱える様々な問題に対応するため、関係施設や医療機関とも連携しつつ、相談体制を整えていることから、相談支援を担う相談員の配置状況について確認した。

(5) 児童虐待の未然防止【評価・意見あり】

児童虐待の内容・定義を概観したうえで、佐世保市における児童虐待防止の取り組みについて確認した。なお、評価・意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

(6) ひとり親家庭等の自立促進【評価・意見あり】

佐世保市におけるひとり親家庭等の自立促進に関する取り組みについて確認した。なお、評価・意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

3 子どもの療育と発達支援

(1) 子ども発達センターと地域での障がい児支援

子ども発達センター等での障がい児支援の内容について確認した。

(2) すぎのこ園での障がい児支援【評価あり】

すぎのこ園は発達に課題のある就学前の児童を対象にした通園施設であり、子ども発達センターと連携を図りながら、集団生活の中で、子どもの個性を大切にされた保育を行うことを指針としている。概ね2歳から就学前までの児童のうち、言語や日常生活での行動が気掛かりな児童、集団生活が難しい児童、支援を必要としている児童を入園対象としている。すぎのこ園での障がい児支援の内容について確認した。

4 経済的支援の充実

(1) 児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施

児童手当は児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度である。児童手当の意義等について確認した。

児童扶養手当は、父母の離婚・父または母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの、一定の障がいを有する場合は20歳未満）について手当を支給する制度であり、ひとり親家庭等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的とする制度である。児童扶養手当の意義等について確認した。

(2) 福祉医療制度の運用

佐世保市では、福祉の増進を図ることを目的として、対象者に医療費の一部を支給していることから、福祉医療制度の運用について確認した。

第2 地域での子どもと子育ての支援

1 地域における子育て支援の充実

(1) 地域子育て支援機能の充実【意見あり】

地域子育て支援センターを拠点に、認定こども園における子育て支援事業と連携及び役割分担を図りながら、地域の子どもや保護者に対する子育て支援を総合的に提供していることから、その内容について確認した。なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

(2) ファミリーサポートセンターの運営【評価・意見あり】

育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者で会員組織を設立し、育児に関する相互援助活動を行うことにより、地域の子育て環境を整備することを目的とし、ファミリーサポートセンターを運営していることから、その内容について確認した。なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

(3) 子育て支援サークルの自主的活動へのサポート【評価・意見あり】

市民が主体となった子育て支援を推進するため、子育て支援サークルに対して、各種講座の開催や情報発信等を通じ、サークル相互または他団体との交流促進による自主的活動の広がりと活性化を図っていることから、その内容を確認した。なお、評価・意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

(4) 子育てサポーターの育成【意見あり】

子どもの心の健康づくり対策事業の主旨である「身近な地域での親子支援の充実を図る」ための地域の基盤づくりの一環として、グループ活動や保健活動を支える子育てサポーターを養成していることから、内容を確認した。なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載

の通りである。

(5) 子育て支援意識の高揚【意見あり】

地域に向けた子育て講演会・地域懇談会等のふれあいイベントの開催を通じ、地域による子育て支援の意識高揚を図っていることから、その内容を確認した。なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

(6) 事業者の子育てに対する理解促進【意見あり】

企業、保護者、市民など、それぞれの役割に関する講演会や講座等の開催を通じ、働き方や父親の育児参加の意識高揚を図り、全国運動であるイクボス（「部下や同僚等の育児や介護・ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司」を指す言葉）の普及について、行政が率先して取り組みながら、事業者へのセミナーや合同宣言等の実施により、その裾野を広げること努めていることから、その内容を確認した。なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

2 地域における子どもの健全育成

(1) 新・放課後子ども総合プランに係る取り組みの推進

放課後児童クラブの運営等による子どもの健全育成に資する居場所づくりを図るとともに、各種団体や関係機関等の連携強化等の面で様々な取り組みを進めていることから、その内容を確認した。

(2) 施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり【意見あり】

佐世保市では地域コミュニティの再構築等の環境変化を踏まえながら、地域の実情やニーズ等に応じた施設の利活用を進めていることから、その内容について確認した。なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

第3 幼児教育・保育の充実

1 幼児教育・保育における量の確保と質の向上

(1) 幼児教育・保育環境の充実【評価・意見あり】

佐世保市においては、教育・保育の量の見込み（確保方策）について、乳幼児の人口減少傾向が続く中、最新の入所児童数等の推移をもとに適宜見直すこととされており、その内容について確認した。なお、評価・意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

(2) 幼児教育・保育の質の向上【評価・意見あり】

佐世保市における幼児教育・保育の質の向上に関する取り組みについて確認した。なお、評価・意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

2 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの内容

(1) 延長保育等の実施【意見あり】

佐世保市においては、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業などを行っていることから、その内容について確認した。なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

(2) 病児保育の推進

佐世保市における病児保育について確認した。

(3) その他の保育事業

佐世保市におけるその他の保育事業について確認した。

第4部

佐世保市における関連施設への往査

第1章 監査の観点・方法

第1 概要

佐世保市からのヒアリング・資料確認のみでは現場の状況が十分に把握できるとは限らないため、監査人が子ども子育て支援に関連する施設を訪問し、施設責任者等からの事業内容や職員構成、研修内容等のヒアリング、資料提出、施設設備の確認等を行った。

第2 調査事項

ヒアリングにおいては、概ね以下の事項について聴取を行った。

- (1) 施設の概要
- (2) 施設の予算額、支払額、不用額
- (3) 施設の設備、備品の購入、保管の状況
- (4) 施設から佐世保市に対して新築、増改築、修繕の要望がなされている場合にはその内容
- (5) 施設から佐世保市に対して要望がなされている場合にはその内容
- (6) 保育料等の利用料金の徴収状況
- (7) 施設に対する指導指針、マニュアル、指導内容及び結果
- (8) 施設内で発生した保育への要望等について、通報窓口の構成、通報件数、通報内容及びその通報に対する対応状況（特別監査が実施されている場合には、その調査内容及び監査の結果）
- (9) 施設に対する補助金等が存在する場合には、補助金の名称、申請数、補助の金額、根拠となる要綱
- (10) 利用者からの各種アンケートの結果
- (11) 障がいや持病を持つ幼児・児童、外国人の幼児・児童の受け入れ状

況、受け入れるにあたって必要な準備・対応・コスト

- (1 2) 佐世保市や他の事業者との意見交換・協議の機会
- (1 3) 施設における広報
- (1 4) 施設における児童や職員に対する指導マニュアルや怪我等の防止に関するガイドライン、スクールバスがある場合には、閉じ込め防止策
- (1 5) 施設見学

第2章 公立保育所往査

第1 市立大黒保育所【意見あり】

市立大黒保育所の施設・運営状況について確認した。なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

第2 中部子育て支援センター【意見あり】

市立大黒保育所に隣接する中部子育て支援センターの施設・運営状況について確認した。なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

第3章 私立保育所往査（CANDYこども園）【意見あり】

私立保育所であるCANDYこども園の施設・運営状況について確認した。なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

第4章 ファミリーサポートセンター【意見あり】

ファミリーサポートセンター佐世保は、「NPO法人ちいきのなかま」によって2010（平成22）年から運営されており、小学校6年生までの児童の送迎・預り等を行っていることから、ファミリーサポートセンター佐世保の施設・運営状況について確認した。なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

第5章 あおぞらランド

放課後児童クラブであるあおぞらランドの施設・運営状況について確認した。

第 5 部

総括

第1章 全体的な評価・意見

1 子ども・子育て支援事業に関する財務・事務執行について

財政については、市全体の予算のほか、子ども未来部の予算について資料提供を受けた。

既存の予算執行について、法令に明確に違反するようなものは見当たらず、これは評価できる。佐世保市の発展のためには子育てしやすい街作りは不可欠である一方、佐世保市の財政が従来より厳しい上に、その好転が容易に見込めないことを考慮すると、予算の配分にあたり、支出の見直しや行政改革を通して、十分な予算の確保を検討していただきたい。

2 将来における子ども子育て支援の方向性について

今後、少子高齢化に伴い、地域の子どもの数や生産年齢人口の減少がますます進んでいくと考えられる。そして、核家族化などの影響により地域のつながりの希薄化等が進んでいくことも想定される。そのため、地域における保育の提供の在り方を検討することが必要となっている。

人口減少地域等において必要な保育を確保していくための方策、保育所の役割を踏まえた保育士の量的確保策や資質の向上策、ファミリーサポートセンターなど地域の子育て支援など保育所が担うべき役割・関係機関との連携等を十分に検討していただきたい。そういった検討を十分に行い、広く発信することで、佐世保市への人口流入、佐世保市全体の活性化につながることを想定できる。

3 子ども子育て支援における広報の重要性について

佐世保市は子ども子育て支援のために多様な事業を行っている。これらを実効かつ効果的に実施することは当然のことであるが、これらの事業を

実施していることや事業の内容、その有益性や意義について、SNS、ホームページ、広報誌や各種研修・講演会などを通じて、より多くの市民に積極的に発信することが重要であると考えます。その際には、単に事業の内容説明に終始するのではなく、体験者のインタビューを記事にする、研修において体験者から実体験を話してもらい、可能であれば実際に体験してもらい、など有益性や意義がよく理解できる方法を取るべきです。

第2章 意見及び評価等

子ども・子育て支援事業に関する財務・事務執行につき、法令、大綱等内規等を調査し、過去の事例、事務処理の現状について確認した結果

13件の評価、52件の意見

を呈示した。なお、区分について【評価・意見】としている部分については、1つあたり評価1件・意見1件と計上している。

本件の監査を通じて、子ども未来部をはじめ関係各所にて、子ども・子育て支援事業の推進のため、適切な支出の努力が垣間見えたところであるが、さらなる適正化のため、本報告書の結果を役立てていただければ幸甚である。

令和5年度佐世保市包括外部監査報告書 意見等の一覧表

No.	記載箇所(部)	記載箇所(章)	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
1	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第3章 第2期新させぼっ子未来プランの概要	第3 佐世保市における担当部局と財務内容	49	意見	子ども子育ての支援を行うにあたり、問題の背景として家庭の貧困(多重債務)、離婚、ドメスティック・バイオレンス(DV)、児童虐待などの法律問題に関する課題があるケースは一定数存在すると考えられる。そして、市役所窓口での相談や保健師等が事情を聞き取った際にこれらの問題が予想・確認された場合には、法的問題の有無、緊急性の有無や必要な手続きの把握を行うために、できる限りワンストップで対応できた方が適切である。迅速に法的助言が得られるように、常勤又は非常勤の弁護士を部署内に配置する、あらかじめ弁護士にアドバイザーを依頼する協定・契約を締結するといった対応が必要であると考えられる。
2	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第4章 佐世保市における子ども子育て支援関連施設の状況	第1 佐世保市における幼稚園・保育所の設置状況	103	意見	佐世保市においても人口減少が進んでおり、児童の数も年々減少している。定員数に満たない保育所については統廃合を含めた検討をする必要がある。
3	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第4章 佐世保市における子ども子育て支援関連施設の状況	第1 佐世保市における幼稚園・保育所の設置状況	103	意見	少子高齢化により児童数は減少する一方で、一般市民が求めるニーズは多様化している。地域に身近にある保育所の特性を生かし、一時保育事業や子ども食堂の併設など保育所を多機能化することによることのメリットは大きいと考えられることから、保育所の多機能化に向けて情報提供を行うとともに、多機能化を目的とした補助金制度の創設を検討すべきである。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
4	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第4章 佐世保市における子ども子育て支援関連施設の状況	第1 佐世保市における幼稚園・保育所の設置状況	103	意見	佐世保市においては民間団体が運営する保育所等は多く存在していることから、佐世保市が運営する保育所については、その役割、民間の保育所等の役割分担を明確にすべきである。例えば、入所する児童の中には発達障がい（その疑いを含む。）など対応が困難な児童が一定数存在し、対応する職員や保育所等の負担となっている面は否めない。そこで、障がいなどを抱える対応困難な児童について、佐世保市が運営する保育所が優先的に受け入れることが考えられる。この点、公立保育所においては加配保育士の人件費など、受け入れ態勢を整えており、医療的ケア児や障がい児の入所について相談があった場合、児童発達支援センターすざぎの園の紹介や、公立保育所で受入れができたことを伝えているなどしているが、どこの保育所に通わせるかは最終的には保護者の任意ではあるものの、公立保育所で受け入れた場合の保護者・児童のメリットを十分に理解してもらえらるような説明（資料作成を含む）を行うべきである。
5	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第4章 佐世保市における子ども子育て支援関連施設の状況	第1 佐世保市における幼稚園・保育所の設置状況	109	意見	滞納者や関係する保育所等からの事情聴取により、滞納の理由が貧困や多重債務等の可能性が否定できない場合には、社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会が佐世保市より委託を受けて実施している生活困窮者自立相談支援事業の活用を進める（ことをマニュアルに盛り込む）など、積極的に滞納者の生活再建、その後の回収を目指すべきである。
6	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第4章 佐世保市における子ども子育て支援関連施設の状況	第1 佐世保市における幼稚園・保育所の設置状況	111	評価	保育所選考にA-Iを導入したことについては、職員の負担軽減に繋がるのみならず、経費削減、申請から通知に至るまでの期間短縮など、行政サービスの質向上にも資するものであることから、評価することができる。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
7	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第4章 佐世保市における子ども子育て支援関連施設の状況	第1 佐世保市における幼稚園・保育所の設置状況	111	意見	<p>保育所選考にA1を導入したことに対して批判的な意見が保育所から出ている点についても留意する必要がある。</p> <p>まず、選考過程が不鮮明であるという点についてであるが、上記令和4年度佐世保市教育会からの質問に対する佐世保市の回答によると、保育所選考の手段がA1に変わっただけであり、内容は従来の利用調整と異なるものではないとのことであった。</p> <p>佐世保市の回答が事実であるにも関わらず、選考過程が不鮮明という意見が保育所側から出ているというのであれば、保育所側のA1への理解不足が原因となっていることが考えられる。佐世保市としては、保育所選考にA1を利用することの意義及びその手順・方法などについて、保育所を含む関係機関に説明し理解を促すよう努めていただきたい。</p> <p>また、保育所選考に際して佐世保市の恣意的な判断がなされているのではないかと、意見についてであるが、既に述べたとおり、A1導入のメリットの一つに、行政側の恣意的な判断を排除し選考過程の公平性の確保をすることが出来るという点がある。それにも関わらず、このような意見が保育所側からなされていることについては、佐世保市としても重く受け止める必要がある。</p> <p>確かに、A1自体は入力されたデータを選考基準に基づき機械的にアウトプットを行うのであるから、恣意的な判断を行うことはない。しかし、A1を利用する際の選考基準等のインプットが恣意的なものである場合、A1はその恣意的な選考基準を元に利用調整結果をアウトプットすることになる。それゆえ、選考基準が恣意的なものとならぬよう細心の注意を払う必要がある。</p> <p>なお、保育所等からは、A1導入以前からも利用調整に際して恣意的な判断がなされているのではないかとの疑念が挙がっているところである。佐世保市としても、その</p>

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
8	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第1 母子保健の推進と安心な育児事業	125	意見	<p>ような疑念を持たれることが無いよう、AI利用を含む選考過程について保育所に対して十分な説明を行っていただきたい。</p> <p>さらに、保育所からこのような意見が挙げられる理由の一つとして、保育所が重視している項目が選考基準において重要項目に設定されていないということが考えられる。一例として、保育所へ事前見学に訪れてくれた世帯を優先的に入園させたいという保育所側の要望があったが、入所前の事前見学の有無という事実は選考基準となっていない。このような、選考基準に対する見解の相違が、保育所側の不満に繋がっている可能性がある。選考基準については、公平性を確保する必要があることは当然であるが、児童を受け入れる立場にある保育所側の意見を尊重したうえで選考基準を設定することもまた重要である。佐世保市としても、保育所側の要望も踏まえた選考基準の見直しをおこなっていただきたい。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの増加等により、在宅時間が増加するなど、家庭における食育の重要性が高まっており、農林水産省が実施した意識調査においても、自宅で食事を食べる回数が増えたとの調査結果がでている。</p> <p>地方自治体としても、食育の推進は重要な課題であるところ、佐世保市では、食育推進の一環として離乳食講座を定期的に実施してはいるものの、施設のキャパシティ等問題もあり、親子を含めて毎回20名程度の利用者数に留まっており、佐世保市としては、同講座をライブ中継する等オンラインでの受講を可能とする、同講座をアーカイブ化し佐世保市民が何時でも視聴することができるようになるなど、第4次食育推進基本計画の重点事項としても定められている、「デジタル化に対応した食育の推進」を図り、食育活動の推進を目指すべきである。</p> <p>なお、農林水産省の意識調査によると、全世代を通じて一定割合がデジタル技術を活用した食育の利用を行っており、インターネットを通じて料理レシピや食に関する情報を取得していることが見て取れることから、佐世保市としても、ホームページやアプリを通じて、食育に関する情報を積極的に発信していくことが有益であると考えられる。</p>

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
9	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第1 母子保健の推進と安心な育児事業	132	意見	一般不妊治療に保険が適用されることになったとはいえ、治療を希望する世帯にとって経済的な負担となることは変わらない。佐世保市としても、本事業は費用対効果の高いものであったとのことであるから、助成対象を厳選するなどしたうえで、一般不妊治療に対する助成の継続を検討していただきたい。
10	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第1 母子保健の推進と安心な育児事業	135	評価・意見	特定不妊治療に対する助成制度は廃止となったものの、令和6年度から保険適用外の先端医療についての助成制度を設ける予定であることは評価できる。 しかしながら、先端医療に限らず、特定不妊治療は一般不妊治療と比しても治療費が高額であり、保険適用後も治療を希望する世帯の経済的負担となっていることは否定できない。佐世保市としても、費用対効果の高い事業であったということであれば、対象を厳選するなどしたうえで、保険適用外の先端医療に限らず、保険適用の対象となる通常の特定不妊治療についても助成継続を検討していただきたい。
11	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第1 母子保健の推進と安心な育児事業	173	評価	佐世保市では、佐世保市児童虐待防止マニュアルを策定し、関係機関に児童虐待防止に係る情報の周知を行っているが、これは、児童虐待の未然防止に資する取り組みとして高く評価されるべきである。 こども基本法（2023（令和5）年4月施行）では、第3条第3号及び同4号では、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に適合する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」（第3条第3号）、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に適合し、その最善の利益が優先して考慮されること」（同条第4号）が基本理念として掲げられており、児童虐待対応においても、同理念は反映されなければならない。 佐世保市における乳幼児・児童の一時保護に係る権限は長崎県立の児童相談所が担っており、子どもの権利擁護の主体もまた長崎県であるが、こどもの意見表明権の確保については、「ままんちさせぼ」や「子ども子育て支援センター」を設置するとともに、今後、「こども家庭センター」の設置に向けて取り組みを行っていくことととであるが、これは独自の取り組みとして高く評価されるべきである。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
12	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第1 母子保健の推進と安心な育児事業	174	意見	<p>改正児童福祉法においては、意見表明支援員の設置等に係る努力義務を都道府県等に課している。もともと、ここでいう都道府県とは各都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市を指すことから、佐世保市はその対象外である。</p> <p>しかし、児童福祉法改正に係る第208回国会閣法第49号附帯決議（衆議院）においても、「意見表明等支援事業が都道府県等の努力義務であるため、子どもの意見等が適切に反映されないおそれがあることから、導入した自治体と導入しなかった自治体を科学的に比較して効果測定を行い、適宜その仕組みを改良していくこと。また、次期児童福祉法改正時に都道府県等の体制が整備されるよう、義務化を含め必要な見直しを検討すること」とされているように、今後は、義務化も視野に検討が行われる予定であり、その対象が今後佐世保市のような中核市にも広がる可能性は十分に考えられることともさることながら、何より、意見表明支援員の設置は、子どもの意見表明権の擁立に極めて有益であると考えられることから、その設置を検討していただきたい。</p> <p>なお、意見表明支援員の設置の際には、同付帯決議にも、「意見表明等支援員が児童相談所、都道府県その他の関係機関から独立した立場で子どもの自由な意見・意向の表明を支援することが可能となるよう、独立性及び守秘義務等の必要な措置を講ずること」、「意見表明等支援員には専門的な知識や技術が求められることから、科学的な評価がなされているプログラムにより育成することとし、十分な資質を持つ者を活用すること」とあるように、意見表明支援員の独立性・専門性を確保できるような施策を実施していただきたい。</p>
13	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第1 母子保健の推進と安心な育児事業	180	評価	<p>2022（令和4）年国民生活基礎調査の概況（厚生労働省）によると、子どもの相対的貧困率は近年減少傾向にあり、2018年から2021年にかけて2.5%改善しているとのことである。もともと、2018年から国民生活基礎調査における可処分所得の計算方法が新基準に切り替わっていること、また、ひとり親世帯の貧困率については未だに4.5%と高い水準を維持していることから、我が国における相対的貧困問題が改善傾向にあると評価することはできない。</p> <p>佐世保市におけるひとり親世帯の貧困率のデータは存在しないが、その比率は決して低いものではないと推測される。そのような中で、子ども食堂等の実施に対する支援事業を通じて、子どもの相対的貧困の改善に取り組みんでいる点は高く評価されるべきである。</p>

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
14	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第1 母子保健の推進と安心な育児事業	180	意見	子ども食堂ネットワークの活動実績を見るに、継続して活動実績を積み重ねている事業者が存在する一方で、活動実績が乏しい事業者も存在する。その理由としては、地域差、組織構成、開催回数等によってさまざまであると推測され、単純な比較が出来るものではないものの、佐世保市におけるひとり親世帯の総数からすると、潜在的なニーズを十分に汲み取れていない可能性が高い。また、月に1回程度のみ子ども食堂を開催している事業者もあり、そもそも受け皿としての絶対数が不足しているのではないかと懸念もある。 子ども食堂の広報方法についても、させば子ども食堂ネットワークがパンフレットを作成し広報活動を行っている様子は伺われるものの、その他に特段の広報活動を行っていないというのであれば、相対的貧困に陥っている子どももや保護者に対して十分な周知がなされているものとは評価し難い。佐世保市とさせば子ども食堂ネットワークとは業務委託関係にあることから難しい側面があることも理解できるが、佐世保市としてもひとり親世帯に対して上記パンフレットを配布する等の積極的な広報活動を行うことや、させば子ども食堂ネットワークによる広報活動に対する経済的な支援を行うことなどを検討のうえ、これまで以上に、支援を必要とする相対的貧困世帯に対する周知を行っていただきたい。
15	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第1 母子保健の推進と安心な育児事業	181	評価・意見	上記のとおり、ひとり親世帯であることによって26点の加算となるが、これは、他の加算事由、一例として、「主として生計を維持する者の失業（求職活動中）」により、就労の必要性が高い場合」の加算点数が6点であることからすると、保育所入所の可能性が格段に高くなるといえる。これは、ひとり親世帯の自立促進のための施策としては効果的なものと評価できる。 しかしながら、保育所入所の必要性がある世帯はひとり親世帯に限られないのであるから、加算の点数について見直しの要否を検討するとともに、仮に維持するとしても、上記のように、ひとり親世帯を優遇している点については十分に説明がなされるべきである。

No.	記載箇所(部)	記載箇所(章)	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
16	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第1 母子保健の推進と安心な育児事業	182	意見	<p>利用には前日までの予約が必要としているが、子どもが当日の朝に発熱している場合も多々あるし、当日利用したい場合はキャンセルの有無を小児科に電話で問い合わせなければならぬというのは、保護者にとって見通しが立たず使い勝手が悪いと考えられる。空き状況の照会や、予約・キャンセルについてICT化を進めるべきである。</p>
17	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第1 母子保健の推進と安心な育児事業	187	意見	<p>子どもが病気やけがで保育所等を休んだとき、母親が仕事を休んで子どもをみたが70.7%、父親が仕事を休んで子どもをみたが18.6%、いっぽう病児保育等を利用したは8.2%にとどまっている。さらに、仕事を休んだ父母の内、病児保育の存在を知っていたと回答した人は94.3%に上る。つまり、ほとんどの人が病児保育の存在を知っていたが使わずにあえて仕事を休んだということであり、病児保育の利用には消極的であることがうかがえる。その理由としては、他の病児とともに過ごすことで新たな感染症等にかかるおそれがある、病気の子どもを慣れない場所に預けることに抵抗があるといった理由が考えられる。</p> <p>保育所等を利用して子どもたちの病気のため仕事を休んだ親は84.6%のものばっているところ、仕事を急に休まなければならないことが、乳幼児を育てる親が仕事をすする上で、もしくは就職活動をする上で大きな障壁になっていることは周知の事実である。病児の急変にも対応できるように小児科併設型の病児保育事業を行っているとのことであるが、保護者の多数がこれを利用せず仕事を休んでいるという状況は改善されるべきである。</p> <p>たとえば、現在佐世保市のファミリーサポートでの病児の預けは不可であるが、国によりファミリーサポートでも病児を預けられる強化事業が行われている。この事業の内容や結果等を参考にされ、佐世保市においても訪問型病児保育事業の実施を検討されたい。一方、国としては働き方改革により子の看護休暇の取得を進めており、子どもが病気の場合は、可能な限り当該休暇を取得できることが理想であるから、子どもが病気の時に親が家で子どもをみつつリモートワークが可能となるように、広報を通して企業に働きかけを行うことも検討されたい。</p>

No.	記載箇所(部)	記載箇所(章)	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
18	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第1 母子保健の推進と安心な育児事業	190	意見	子育て短期支援事業の過去5年間の利用実績によると、ショートステイ事業の「令和2年度生活保護等世帯2歳児以上」において顕著であるが、例年、利用者数と延べ人数に相当程度の乖離があり、一部の利用者が複数回に渡って支援事業を利用しているため、実際の利用者は少数に留まる事が伺える。また、トワイライトステイ事業についても、令和3年度は全世帯を通じて利用者数が0人であるなど、利用者が例年より少数に留まっていることが伺える。 その理由としては、制度の周知不足、利用に至るまでの手続きの煩雑さ、他の類似サービスの存在など種々想定されるものの、ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の内容は、宿泊を伴う預かりの実施など、ファミリーサポーターセンター等他の類似サービスには無い特色を備えていることから、潜在的ニーズは決して低くないものと考えられる。佐世保市としても、子育て短期支援事業の利用者数が低い水準に留まっている理由を分析したうえで、子育て支援を必要とする世帯が同事業を活用できるよう取り組んでいただきたい。
19	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第1 母子保健の推進と安心な育児事業	194	意見	母子父子寡婦福祉資金貸付を受けるためには連帯保証人が必要となっている。税金を原資とする貸し付けであり、回収可能性を高めるためにも連帯保証人を求めること自体は適切であると考えられるが、連帯保証人を佐世保市内在住の者に限る必要性はないので、条件から除外すべきである。
20	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第1 母子保健の推進と安心な育児事業	194	意見	また、連帯保証人の条件として貸付時に60歳以下で、償還終了時に70歳までの人である必要とされている。しかしながら、平均寿命の長さや高齢者の就労が増えている昨今の状況からすると、貸付時・償還終了時の年齢上限が厳格に過ぎることから、年齢の上限の引き上げを検討すべきである。
21	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第1 母子保健の推進と安心な育児事業	198	意見	母子家庭等自立支援事業の利用は例年合計20から30件程度にとどまっている。市民のニーズは多いと考えられることから、広報の不足などが原因であると考えられるので、対応を検討すべきである。
22	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第1 母子保健の推進と安心な育児事業	216	評価	通常の基準（児童4名に対して保育士1名）よりも手厚い体制を整え、きめ細やかな支援を可能としている点は高く評価できる。また、いわゆる5領域についても独自の基準を採用し、障がい児支援を行っている点も意欲的な取り組みとして評価できる。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
23	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 地域での子ども子育ての支援	228	意見	<p>平成30年度以降、利用延べ人数は減少している。これは、子どもの人数の減少、及び新型コロナウイルス感染症の影響等で利用が制限されたことにも起因すると考えられる。</p> <p>令和4年度の利用人数が回復傾向にあるとはいえ、令和6年度取組目標の7,950名には約2,700名不足している状況である。なお、見直し版での見込みは、7,040名であり、これにも大きく不足している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響も緩和されてきているため、今後は市民のニーズを調査し、適切なサービスの提供を講じるとともに、その周知を徹底する方策を検討・実施すべきである。</p>
24	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 地域での子ども子育ての支援	240	評価	<p>令和4年度の利用延べ人数は3,009名であり、中間見直し版を前提としても、目標を大幅に上回るもので、評価できる。</p> <p>どのような点がこの効果に繋がったのか分析するなどすれば、今後の周知広報等に役立つと思われる。</p>
25	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 地域での子ども子育ての支援	240	意見	<p>利用人数（依頼会員）については、周知広報等の一定の効果があると評価される一方、提供会員については不足を感じるとの現場からは声が上がっている。</p> <p>提供会員不足については全国的な問題と考えられるところ、地域子育て支援拠点における多機能型支援の実例や枚方市での取り組みが参考になると思われる。すなわち、[子育て関連施設、子育てイベント、会議等での周知]及び「民間施設（商業施設等）での広報」が有効であると考えられるところ、複数の子育て支援事業が連携を図ること、それぞれの事業で広報を行うこともできるようになると考えられる。また、他の事業での手伝いとしてファミリーサポーター事業の預かり保育を行うことで、依頼員に対する広報になることは当然のこと、提供会員に対しても、サポート内容を明確に示すことができると考えられる。</p> <p>このような取り組みは、ファミリーサポーターセンター単独で表立って動くことは困難であり、佐世保市主導の下、各子育て支援事業が連携を図れるように取り組んでいくべきである。</p> <p>なお、そもそも、地域子育て支援拠点における多機能型支援は佐世保市が目標とする地域における子ども子育ての支援にも資すると考えられる。</p>

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
26	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 地域での子どもと子育ての支援	246	評価・意見	親子のつどい等の行事につき、様々な媒体で広報していること、及び、申込に関して、Googleフォームを利用するなど、利用者の便宜を考えている施策について評価できる。特に親子のつどいについては、令和4年度の実績では大人36名、子ども32名が参加しており、広報や申し込み方法の簡易化の効果が表れているものと評価できる。 Googleフォームを利用して以降の参加人数の増減等を分析することで、より利用者のニーズに資することができるように考えられる。
27	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 地域での子どもと子育ての支援	248	意見	子育てサポーター養成講座の参加実人数は、平成29年以降減少し、以降横這いの状況である。また、講座修了者に対するフォローアップ研修や情報交換会への参加人数も減少または横這い状況である。 子育てサポーターへの理解を促進し、子育てサポーターの実働人数を増加させるために、子育てサポーターのやりがいや魅力を積極的に発信する、また、そのための情報発信方法を工夫するなどして子育てサポーターの確保、継続支援の施策を積極的にとるべきである。
28	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 地域での子どもと子育ての支援	257	意見	様々な講座や講演等が開催されており、それぞれ参加人数も一定数おり、満足度も高いようである。 しかし、地域住民の人数等を考慮すると、より多くの参加者が見込めるものと考えられる。オンライン開催の場合に参加人数が増加するという傾向があるわけではないため、どのような形式で開催するかは今後も検討を進めていくべきであるが、広報拡充等により参加人数が増加するような施策を検討していくべきである。 その他、利用者の便宜等を考慮しても、今以上に各センターが連携を行い、子育て意識の高揚に資するような講座等を実施していくべきである。
29	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 地域での子どもと子育ての支援	260	意見	研修を行うことにより、事業主体の理解を深める動きは推進されているものと推察される。 今後は、各事業所がその後どのように研修結果をフィードバックさせているか等を検証するなどし、イクボスに対する理解促進、ひいては子育て支援に対する理解促進をさらに深めていくべきである。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
30	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 地域での子どもと子育ての支援	270	意見	地域での子ども居場所づくりのためには「室内遊び場」が不可欠であると考えられるので、今後「室内遊び場」の運営・整備を進めていただきたい。その場合、利用料金等の問題で利用控えが望ましくないことから、一般市民が誰でも利用しやすい価格設定（又はそのような価格になるような助成の創設）を検討していただきたい。
31	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 地域での子どもと子育ての支援	270	意見	中央公園における「室内遊び場」の運営は、子どもの居場所作りのために有益であると考えられるので、今後も佐世保市内に増設を進めていただきたい。その際には、佐世保市は広域であることから設置場所について留意するとともに、当該施設のコンプト（単に室内遊具があるのみならず、動物との触れあいや職業体験ができるなど、子どもにとって多様な体験ができることが望ましい。）や、新規建設ではなく市内の既存施設の流用にも配慮していただきたい。
32	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 幼児教育・保育の充実	276	評価	本市における待機児童数は、令和2年以降、年度途中も含め0となっており、教育・保育の量に係る需給については、既存施設の範囲において、需要が充足されたいと考えられる。 もっとも、地域によって大規模住宅地開発やマンション建設、共働き世帯の増加などにより、教育・保育の需要が増大することも考えられる。今後、関係部局と連携して必要数を把握されたい。
33	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 幼児教育・保育の充実	278	意見	潜在的待機児童が発生している具体的な理由としては、大規模保育施設には空きがあっても、小規模保育施設を希望している保護者が多いということであった。 潜在的待機児童数の地域による差も大きいいため、当該地区の市民または転入しようとしている人に対してこのような情報を提供することが望ましい。よって地域ごとの潜在的待機児童の数を公開することを検討されたい。
34	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 幼児教育・保育の充実	295	評価	佐世保市においては、保育士等の配置に関して法定の配置基準を満たしており、保育士の数は充足していることは評価されるべきである。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
35	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 幼児教育・保育の充実	295	意見	<p>今後も保育士確保のための施策は必要であると考える。具体的には、子育て支援員やパート保育士の採用に対する補助や、県と連携して市の潜在保育士に保育の現場に入ってもらえるような施策の実施といったことを考慮されたい。</p> <p>法定の配置基準は最低の基準であり、従来から、この基準では子どもの人数に対して保育士が少なすぎるといふ配置基準見直しの要望があった。そして、2023年12月22日の子ども家庭庁の「こども未来戦略」において、2024年度から、4・5歳児については、保育士の配置基準が子どもの数30人から25人へと改正されることになった。</p> <p>これに伴い、4・5歳児クラスの定員は25名に変更となりクラスの数が増えることとなれば、保育士の確保が必要となる。</p> <p>さらに、子ども家庭庁では、他の年齢のクラスの保育士の配置基準についても見直しを進めることが示唆されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 3歳児クラスの配置基準について（20人→15人へ） <p>【2024年度こども家庭庁予算案のポイントP8/子ども家庭庁参考】 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/88749a20-e454-4a5b-9da8-3a32e1788a23/b67815f7/20231222_policies_budget_15.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1歳児クラスの配置基準について（6人→5人へ） <p>【子ども未来戦略p19/子ども家庭庁参考】 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fb115</p>

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
36	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 幼児教育・保育の充実	297	意見	<p>2023（令和5）年度の、看護師等を置いている（非常勤も含む）施設の数及び割合は、以下の表のとおりである。 （表省略）</p> <p>幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園以外の施設については、看護師等の設置割合が低い。</p> <p>前提として、看護師の設置については、法令上の義務ではない。佐世保市においては、条例において補助金を交付していたが、2024（令和6）年で廃止予定である。</p> <p>もっとも、施設においては与薬依頼やアレルギー対応が必要とされ、また体調の悪い子どもの対応などを保育士が行うのでは保育士の負担も大きい。これを専門職である看護師が担うことにより、保護者も安心して子どもを預けることができるし、保育士の負担も軽減され、結果として質の高い保育が可能になると考えられる。よって、今後も看護師等の配置は促進していくべきであるから、看護師の設置割合を高める施策は継続すべきである。</p> <p>この点、市としては、医療的ケア児の利用に必要とされる看護師等の配置に対する補助金については、「佐世保市特別保育事業補助金交付要綱」および「佐世保市看護師等配置促進事業実施要綱」に基づき交付することとして制度を継続していくのとである。</p> <p>その他の看護師の配置については、保育所等の配置特例としてみなし保育士として配置することが可能となったため、その費用については運営費（施設型給付費）として給付が可能となったため、従来条例に定められていた看護師配置に係る補助金は廃止されることとなったことである。</p>
37	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 幼児教育・保育の充実	301	意見	<p>新規採用職員の勤務継続状況は施設によって異なるが、ほぼ毎年新規採用職員の半数以上が退職しているなど、勤務継続状況が極端に悪いところも見られる。このような施設には、職員の職場環境の実態など調査を行い、改善を求めざるべきである。また、職場環境改善や魅力ある職場作りに向けた啓発セミナー等の実施を継続し、また増やしていくことについても検討されたい。</p> <p>この点、市としては、長崎県こども未来課の「令和5年度職場環境改善等アドバイザー派遣」事業を周知し、希望とりまとめを行っているとのことである。</p>

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
38	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 幼児教育・保育の充実	301	意見	<p>幼児教育・保育の量・質を確保するためには、保育士等を確保するだけではなく、保育士等にとって魅力ある職場づくり、働きやすい職場環境を整備することで、保育士等が長く働き多様な経験を積むことができることが重要である。処遇改善のほか、保育士等の持ち帰り残業問題や、発達の問題のある子ども、特別な支援を要する子どもへの対応、保護者対応などの問題、保育士等の業務が多岐にわたることなど、改善すべき問題は山積みである。</p> <p>この点、市は保育士確保講座の参加者と直接話をして保育士等の処遇改善や職務上の困りごとといった観点から話を聞いているとのことであるが、保育士等への全員アンケートは実施したことはないとのことであった。</p> <p>現場の保育士等が何を求めているかという実態把握と課題を抽出し、長期にわたり保育士等の定着を図るための方策を実施していくには、まずは広く現場の保育士等の意見や提案を伺うことが望ましい。よって、市の全保育士等を対象にアンケート調査を行うことも検討されたい。</p>

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
39	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 幼児教育・保育の充実	306	意見	<p>現在佐世保市では、施設（本編にて表にて整理している）において児童送迎バスが利用されている。</p> <p>◎佐世保市が運行する児童送迎バス（すぎのこ園送迎バス） （表省略）</p> <p>◎その他児童送迎バスを運行する施設 （表省略）</p> <p>2021（令和3）年7月、福岡県中間市において生じた保育所の送迎バスへの置き去りによって園児が死亡した事案により、各園の安全管理の徹底が望まれるところがある。</p> <p>佐世保市においても、国の施策（送迎バスへの安全装置をつけることの義務化）に際して、国の助成制度を活用しながら、全ての送迎バスへの安全装置の設置を考えているとのことである。</p> <p>また、令和5年度以降は、送迎バスの安全管理についても監査項目に含まれたとのことである。</p> <p>良質かつ適切な教育、福祉サービスがそれを必要とする方に提供されるとともに、これらによって子どもたちが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的とした指導監査等という観点からも、特に安全に関することであるため、今後もバスでの送迎を実施しているか否か、実施している場合その体制（対応人数、降車時の確認方法等）についても監査の強化を行い、また、安全装置設置の義務化が実施されればその点についても監査項目に加えるべきである。</p>
40	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 幼児教育・保育の充実	309	評価	<p>実施されている講座・研修についてはいずれも、参加者のアンケート結果は「たいへんよかった」「よかった」がほぼ100%であり、内容についての満足度は高いものと思われ、評価できる。</p>

No.	記載箇所(部)	記載箇所(章)	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
41	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 幼児教育・保育の充実	309	意見	<p>一部を除いて、佐世保市の保育士の総数に比して参加者が少ない。2022(令和4)年度については、開催形式は、オンラインか現地での実施かのいずれかであるが、現地開催のものでも可能であればオンラインを併用することを検討されたい。また、どのような講座・研修を受講したいかという保育士の希望も取り入れられたい。</p> <p>特別支援教育講座のうち、「特別な支援を必要とする子ども視点から保育環境を考える」研修については、参加者も多い。特別な支援を要する子どもに関する保育(保護者対応も含む)に関しては、保育者の悩みも多く、講座・研修の需要は高いと思われるので、今後も充実した研修を継続されたい。</p> <p>また、実技講座についても、他の講座・研修と比して、参加者が突出して多いため、実技講座は保育者にとって需要が高いものと思われる。このようなものについては、回数を増やすなどを検討されたい。</p>
42	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 幼児教育・保育の充実	310	意見	<p>結果の公表は努力義務ではあるものの、これを行うことによって、保護者や地域に対し、保育所がどのような役割を果たしているかを伝えられる機会となるし、様々な意見が集まることによって、保育の質をより良くすることが可能となると考えられる。</p> <p>よって、市としては各保育所における自己評価の結果の公表状況についても把握をされ、実施状況が低い場合には、各保育所への周知・指導を行うべきである。</p>
43	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 幼児教育・保育の充実	314	評価	<p>『要録様式(佐世保版)改訂版』、『保幼小連携「接続カリキュラムガイドライン」』事業については、毎年アンケート調査が行われ、その分析結果が報告されている。アンケート結果及びその報告書は内容が深化されており、評価できる。</p> <p>また、「接続カリキュラム」の開発から2年半が経過し、保幼小連携接続カリキュラムの効果や課題などの検証としては、保幼小連携講座を通じてこれが有効活用されるための研修会を組み立てていると同時に、実態把握をした上で、効果や課題の検証を進める必要があると考えているとのことである。</p> <p>現状の課題としては、要録作成の負担や、先生の保幼小連携に関する意識の違い等が見られるものの、これらについても西南学院大学との共同研究によって緻密な調査・研究・課題の検証が行われている。今後も継続されたい。</p>

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
44	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 幼児教育・保育の充実	315	意見	他方、当該事業は保育所や幼稚園と小学校との連携を強化するものではあるものの、事業の目的である子どもたちの育ちと学びの連続性を維持し、スムーズにつなげるためには、保護者の理解・関わりも必須である。この点、当該事業の保護者の認知度は高くないと思われる。2024（令和6）年1月に、関係者や市民に周知するためのポスターが作成されている。今後も、周知を促進されたい。
45	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 幼児教育・保育の充実	320	意見	一時預かりを実施している施設について、受入可能年齢や預かり時間、料金等の情報が佐世保市ホームページに一元化されており、利用者の便宜に資するもので、評価できる。もっとも、実際には、たとえば、施設によって職員のシフト作成の都合などから、毎月の申込期限が決まっているなどの制限があるようである。このような利用に関する詳細な情報についても、利用者が一つ一つ施設に問い合わせをすることは負担が大きいため、できるだけ市のホームページに追加されることを検討されたい。
46	第3部 佐世保市における子ども子育て支援の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 幼児教育・保育の充実	325	意見	私用・リフレッシュ目的で保育所等の一時預かりを利用したい親は多数いるにもかかわらず、実際に利用しているのは少数にとどまるといふ現状がうかがえる。このような状況にはどのような背景があるのか、親側がリフレッシュ目的での一時預かりを利用しづらい実態、たとえば園側が冠婚葬祭等やむを得ない理由による利用を優先していないか等について、一般市民や施設にアンケートを実施するなど実態把握につとめ、改善すべきである。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
47	第4部 佐世保市における関連施設への往査	第2章 公立保育所往査	第1 市立大黒保育所	330	評価・意見	<p>保育士1名が管理できる児童の数は法定されており、0歳児は3人、1～2歳児は6人、3歳児は20人、4歳児以上は30人となっている。</p> <p>大黒保育所では、3歳児18人を保育士2名で、4歳児10人を保育士1名で、5歳児14人を保育士1名で、その他、フリー枠として保育士1名が適時サポートとして入る体制がとられている。手のかかる子や、保育士が出産・育休・病欠などする場合があるため余裕を持たせた配置にしているとのことであるが、これは児童の安全管理等にも資するものであり、高く評価できるところである。</p> <p>大黒保育所によると、障害のある子等が在籍することを理由に、佐世保市に対して保育士の加配を要請しているが未だ実現には至っていないとのことであった。その後、佐世保市に対して事実確認を行ったところ、佐世保市障がい児保育事業実施要綱」に規定する対象児童2名につき1名の加配保育士に対し補助金を交付しているとの回答を得た。もともと、上記要綱に該当しない、いわゆる「グレーゾーン」の児童については対象児童に含まれず、加配の対象とならないとのことであった。佐世保市としても、そのようなケースは把握しており、医師の診断等の疎明資料がある場合には、必要に応じて保育士加配の対応を行っているとのことであるが、保育所から保育士加配の意見が出された事からも明らかのように、佐世保市の上記対応についての周知が十分では無いものと推測されるため、保育所に対して更なる周知を行うべきである。</p> <p>なお、保育士不足は佐世保市のみならず全国的課題であることから、佐世保市としても、保育士の待遇改善等を促進し、保育士人材の確保に向けた取り組みを推進していただきたい。</p>

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
48	第4部 佐世保市における関連施設への往査	第2章 公立保育所往査	第1 市立大黒保育所	331	意見	<p>保育士が保育技能を向上させ、キャリア形成を適切に行うことが出来るような環境を整備することは、今後の保育士人材確保のために極めて重要である。よって、保育技能向上に直結する、保育士に対する研修機会の確保は不可欠であるといえる。また、保育士の技能向上によって恩恵を受ける者は他ならぬ児童や保護者なのであるから、保育士に対する研修機会の確保は佐世保市の責務でもある。</p> <p>保育に特化した研修の実施は、民間に委ねては十分な質・量の確保は難しいと考えられることから、佐世保市としては、保育士に対する研修機会の確保のため、研修の実施頻度を増やす等の対応を求め、研修の内容についても、保育に特化したものにする事によって、研修効率も向上するものと考えられることから、現在の研修内容を今一度見直し、改善するよう求める。</p> <p>研修の頻度を増やすことは予算上難しいというのであれば、オンライン受講を行うようにする、研修を録画しアーカイブ化したうえで何時でも視聴できるようにする等の対応をすることも検討していただきたい。</p> <p>なお、保育という性質上、オンライン受講やアーカイブ視聴に馴染まない類の研修が存在することも十分に考えられるが、そのような類の研修についてのみ現地開催とし、その他については全てオンライン受講とするなどし、費用の削減を及び予算の集中を図ることも併せて提言する。</p>

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
49	第4部 佐世保市における関連施設への往査	公立保育所往査	第1 市立大黒保育所	333	意見	<p>言うまでもなく、児童の安全を守ることは行政である佐世保市の責務であり、この事は、保育施設が民営であるか公営であるかは問わない。佐世保市は、保育施設に補助金を交付し、児童を振り分け、各種通知を送付するなど、実質的に見て、施設運営に対して多大な影響を及ぼしているものであるから、保育所の防犯対策の不備によって何らかの事件が発生した場合、その責任の一端を担う立場にあるといえる。</p> <p>大黒保育所では、さすまたが1本配備されているが、そもそも、さすまたは複数人が使用し、警察等の到着まで時間を稼ぐための使用を想定されており、1本だけの配備では不十分である。また、日頃から使用を想定した訓練を行わなければならないことも難しいうえに、大黒保育所の職員は全て女性であることからすると、さすまたを適切に扱うこと自体が難しいとも考えられる。</p> <p>防犯スプレーは裁判で問題になるから使用を控えるよう警察から指導を受けているとのことであるが、不審者・侵入者に対して自身や児童を守るために行う行為は正当防衛（刑法36条第1項）として違法性が阻却されることから問題とならない。上記のとおり、さすまたの使用では不審者の足止めは難しいと考えられることから、防犯スプレーの配備は必須であると考えられる。</p> <p>不審者が侵入してきた場合、不審者から速やかに離れ、直ちに警察に通報することが大切であり、不審者が侵入した場合には逃げることを基本とすると述べている大黒保育所の判断は適切であるといえる。</p> <p>もともと、大黒保育所としては、職員のみならず通園している児童の生命身体を守る必要があることから、職員及び児童の逃走時間を確保することが課題となる。警察が110番通報を受けてから、実際に警察官が現場に到着するまでの時間である「レスポンスタイム」は全国平均で8分24秒である（令和4年度警察白書）ことからす</p>

No.	記載箇所(部)	記載箇所(章)	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
50	第4部 佐世保市における関連施設への往査	第2章 公立保育所往査	第1 市立大黒保育所	337	意見	手洗い場に隣接されている調理場の水は問題なく利用できるものの、衛生上の観点から手洗い場と調理場は別になっているとのことであるが、調理にあたる職員らの努力もあり、現時点では、食品衛生上の問題は生じていないものの、調理室で調理をされた物を全児童が食べるのであるから、集団食中毒等の被害を生じさせぬよう調理室の衛生管理は厳格になさるべきである。佐世保市としても、このような状況は速やかに対応・改善すべきであることから、適宜必要な修繕を行っていただきたい。なお、大黒保育所は来年度から民営化される予定であることから、今後、施設管理の責任主体は保育所となる予定ではあるものの、通所している児童に危険が及ばぬよう、施設の管理状況を適切に把握したうえで修繕その他の指導を引き続き行っていたいただきたい。
51	第4部 佐世保市における関連施設への往査	第2章 公立保育所往査	第1 市立大黒保育所	338	意見	大型の倉庫が運動場に放置されているが、老朽化によって倒壊・破損の危険性が生じている。運動場は児童が行き来する場所でもあることから、速やかに撤去作業を行うべきである。既に述べたとおり、大黒保育所は来年度から民営化される予定であることから、今後、施設管理の責任主体は保育所となる予定ではあるものの、通所している児童に危険が及ばぬよう、施設の管理状況を適切に把握したうえで修繕・撤去その他の指導を引き続き行っていたいただきたい。
52	第4部 佐世保市における関連施設への往査	第3章 私立保育所往査(CANDYこども園)		344	意見	令和4年度における幼児教育センターにおける研修・講演会等実績から、中堅職員や、主任・主幹としての役割を学び、資質向上を図る講座が開催されており、また、その結果も好評であり、評価できる。一方で、新人に関して、教育・保育の基礎を学ぶ講座は開催されているものの、社会人一般としての講座はなく、保育士等も社会人であることに変わりはなく、佐世保市としては、今後、開催を検討すべきである。
53	第4部 佐世保市における関連施設への往査	第3章 私立保育所往査(CANDYこども園)		347	意見	保護者からの苦情受付対応については、園によってばらつきがあるようである。苦情を受け付けるための窓口設置等、利用者やその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための措置を講じるよう、国の基準のみでなく、佐世保市において共通して基準を定めるなどし、さらにその周知徹底に努めるべきである。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
54	第4部 佐世保市における関連施設への往査	第3章 私立保育所往査（C A N D Y こども園）		349	意見	<p>保育所 A I 入所選考システムは導入したばかりであり、保育所のみならず、今後保護者からも様々な要望が寄せられていくと考えられる。</p> <p>また、すでに保育所から出ている要望のなかには、A I 入所選考システム自体の理解が不足していることから出てくる要望も含まれている。</p> <p>今後は、他の自治体の活用事例や特に保護者等の保育所利用者の声を集約・検討することにより、公平の観点を害さない程度の個別の事情にも対応できるように、柔軟に利用していくべきである。</p> <p>そして、どのように A I を活用しているかということを、現在より具体的に広報し、保育所側及び保護者等の利用者側の理解を得るようにするべきである。</p>
55	第4部 佐世保市における関連施設への往査	第3章 私立保育所往査（C A N D Y こども園）		350	意見	<p>佐世保市では、「量（保育の受け皿）」の確保を私立（民間）へ委ねることとし、公立（行政）は専門機関や地域等との連携を積極的に指導し、交流や情報の共有を通じて市域全体の子育て支援機能の「質」を充実・向上させていく方向へとシフトすることとしている。</p> <p>「質」の充実・向上には様々な解釈が当てはまると考えられるが、発達障がい児の受け入れは、関係機関の連携等も含めてまさに「質」の充実・向上に当てはまる事例であるといえ、今後、より積極的に公立保育所での受け入れ、及びその広報を行っていくべきである。</p>
56	第4部 佐世保市における関連施設への往査	第3章 私立保育所往査（C A N D Y こども園）		351	意見	<p>個別の危機管理（食物アレルギーへの対応及び不審者への対応（防犯対策））では、園によって意識のばらつきがある。保育所の役割が拡大していくなかで、佐世保市による共通のマニュアル作成、指導等が必要である。</p>
57	第4部 佐世保市における関連施設への往査	第4章 ファミリーサポートセンター		353	意見	<p>打ち合わせの必要性は理解できるが、提供会員に負担を課すことの妥当性については疑義がある。佐世保市としては、打ち合わせに係る費用負担について制度の見直しを検討していただきたい。</p>

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
58	第4部 佐世保市における関連施設への往査	第4章 ファミリーサポートセンター		355	意見	ファミリーサポートセンターでは依頼会員・提供会員についてデータ管理を行っているものの、細かい情報までは登録されておらず、ファミサポスタッフの知識に拠るところも大きいようである。組織としてデータ管理を適切に行うことは、利用者の満足度に直結するうえに、組織としての存続（継続性）にも資するものである。ファミサポとしてもデータ管理について検討する必要があると感じているとのことであることから、今後は引継ぎ等も意識したデータ管理を行っていただきたい。
59	第4部 佐世保市における関連施設への往査	第4章 ファミリーサポートセンター		357	意見	個人情報保護の関係から慎重にあるべきではあるが、育児子育て分野の活動を行っている人物にファミリーサポートセンターの取り組みを紹介するなどの方法であれば、佐世保市としても積極的に行っても問題ないと考えられるので、ご検討いただきたい。
60	第4部 佐世保市における関連施設への往査	第4章 ファミリーサポートセンター		360	意見	ファミサポ施設は常駐スタッフも数名に留まるため、最低限の防犯対策は必須といえる。佐世保市としても防犯対策に係る補助金の交付を検討していただきたい。
61	第4部 佐世保市における関連施設への往査	第4章 ファミリーサポートセンター		360	意見	料理や掃除などの家事をアウトソーシングすることで子どもとのコミュニケーションが増えたり、親の自分の時間が確保できて肉体的・精神的にも余裕ができたりするなどメリットが大きいと思われる一方、費用面がネックであると思われる。現在佐世保市では家事代行サービスに対する支援は無いが、行政が支援をしているところも存在する。佐世保市においても、たとえば、家事代行サービス業者に使えるクーポン配布や、ファミサポへの依頼内容として産前産後の家事もOKとするなどが考えられるため検討して頂きたい。

第2期 新させぼっ子 未来プラン

～“キラッ人”で子育てしやすいまちづくり～

次世代育成支援佐世保市行動計画

佐世保市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度▶令和6年度



佐世保市

はじめに



佐世保市では、子育てがしやすい社会の実現を目的とした「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て3法の施行（平成24年8月）と、それに伴う「子ども・子育て支援新制度」の導入を受け、より地域のニーズに基づいた計画として、平成27年に「新させぼっ子未来プラン」を策定しました。また、この計画に基づき、子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めながら、心豊かな人を育むまちを目指し、子ども・子育てに係る各種施策・事業に取り組んでまいりました。

近年、少子化の問題や核家族化、女性の社会進出に伴う共働き家族の増加等に見られるライフスタイルの変化がより顕著となっており、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく様変わりする中、国による全世代型社会保障の考えの下、幼児教育・保育の無償化が令和元年10月にスタートするなど、社会全体において子ども・子育て支援充実の必要性が高まっています。

このような状況を受け、市民アンケートや各方面へのインタビュー等によるニーズ調査を行い、地域の子ども・子育てに係る実情の把握を図るとともに、子育て関係者等で構成する「佐世保市子ども・子育て会議」において専門的かつ幅広い観点からご意見等を賜りながら、このたびの「第2期 新させぼっ子未来プラン」を策定しました。

今後、このプランに基づき、令和という新時代において「キラっ^と人で子育てしやすいまちづくり」を目指し、各種施策やプロジェクトを着実に推進してまいります。

最後になりますが、「第2期 新させぼっ子未来プラン」の策定にあたり多大なご協力を賜りました「佐世保市子ども・子育て会議」の皆様、並びに貴重なご意見を賜りました市民の皆様には感謝の意を表しますとともに、今後のプラン推進につきましても、子ども・子育てに関わる“オール佐世保”の一員として、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

佐世保市長 朝長 則男

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の名称.....	3
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画期間.....	3
5 計画の策定体制.....	4

第2章 現状と課題

1 佐世保市の子どもと子育てを取り巻く現状と課題.....	6
1 少子化の進行.....	6
2 子どもの貧困.....	9
3 核家族化の進行.....	12
4 共働き世帯の増加.....	13
5 佐世保市におけるこれまでの取組.....	15
2 市民アンケート調査結果の概要.....	16
3 佐世保市の今後の課題.....	20

第3章 計画の基本方針

1 佐世保市の子育てにおける将来像.....	22
2 施策の推進.....	23
3 計画の体系.....	24
4 包括的重点プロジェクト.....	25

第4章 具体的な取組

1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実.....	32
1 妊娠・出産等に関する知識の普及.....	33
2 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減.....	34
3 子どもの療育と発達支援.....	38
4 経済的支援の充実.....	39
2 地域での子どもと子育ての支援.....	40
1 地域における子育て支援の充実.....	41
2 地域における子どもの健全育成.....	43
3 幼児教育・保育の充実.....	45
1 幼児教育・保育における量の確保と質の向上.....	46
2 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開.....	47

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定.....	50
2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期.....	50
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期.....	54
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保.....	65

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進と進捗管理.....	68
-------------------	----

資料編

1 佐世保市子ども・子育て会議委員名簿.....	70
2 佐世保市子ども・子育て会議審議経過.....	71
3 用語解説.....	72

本文に「*」のある用語は、資料編に用語解説(P.72～)を示しています。なお、「*」は、用語が最初に出てくる場所のみ記載しています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景

全国的に、少子化の問題や核家族[※]化の進行、女性の社会進出に伴う共働き家族の増加等に見られるライフスタイルの多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、佐世保市では、子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めながら、心豊かな人を育むまちを目指すため、子ども・子育て分野のマスタープランである「新させぼっ子未来プラン」を平成27年3月に策定し、各種施策・事業を展開しています。

また昨今、深刻化する子どもの虐待や貧困などの厳しい状況に加え、国においては、「人づくり革命」としての幼児教育・保育の無償化が進められる一方、佐世保市においても、平成28年4月の中核市移行に伴い、児童福祉及び母子保健に関する移譲事務権限への対応のほか、令和元年度には西九州させぼ広域都市圏^{<※>}を形成し、各種連携事業の推進を図るなどの新たな動きが見られます。

このような背景を踏まえ、現計画である「新させぼっ子未来プラン」の計画期間が令和元年度までとなっていることから、今後における継続的かつ計画的な政策展開を図るため、令和2年度を始期とする次期計画の策定が求められています。

^{<※>}西九州させぼ広域都市圏とは、近隣の市町と連携して、行政サービスにかかる費用の節減や、共同で経済支援を行うなど、スケールメリットを生かした取組を進めるための枠組みであり、佐世保市を中心市として、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、伊万里市、有田町の12の自治体で構成。

2 計画の趣旨

上記背景を踏まえ、これらの重い課題や大きな政策、また絶えず変化する子どもや子育てを取り巻く環境に対する市民ニーズを含め、子ども・子育ての分野において、佐世保市としてどのような方向性や考えをもって対応していくのかを明示する必要があることから、子どもや子育てに係る実態を改めて把握するとともに、様々な市民ニーズ等を国や長崎県、関係機関等の動向を踏まえて各種施策・事業に反映させながら、計画的に推進することを意図し策定するものです。

2 計画の名称

本計画は、名称を

「第2期 新させぼっ子未来プラン」

とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの指針である「佐世保市総合計画」を上位計画とし、「佐世保市地域福祉計画」などの関連する政策分野の計画と整合を図りながら、本市における子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画とします。

また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画と、「子ども・子育て支援法^{*}」に基づく市町村事業計画として位置づけるとともに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づくひとり親家庭等自立促進計画と、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画の内容を含みます。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画とします。

なお、計画内容に見直しの必要性が生じた場合などは、必要に応じて、計画期間中においても見直しを行うこととします。

平成 27 年度～令和元年度	令和 2 年度～令和 6 年度
「新させぼっ子未来プラン」	
	「第2期 新させぼっ子未来プラン」

5 計画の策定体制

1 佐世保市子ども・子育て会議

子どもと子育てに関連する各分野の専門家、学識経験者、公募市民等で構成する市の附属機関である「佐世保市子ども・子育て会議」において、子どもと子育てに関する課題分析や計画内容について議論を行いました。さらに、全体会議の下に3分科会<※>を設置して、より専門的な内容について議論を行いました。

<※> 3分科会

- (Ⅰ) 母子保健の推進と安心な育児環境の充実
- (Ⅱ) 地域での子ども・子育て支援
- (Ⅲ) 幼児教育・保育の充実

なお、議論にあたっては、ワークショップを通じ多くの意見等を引き出すなど、会議の活性化に資する手法を用いた運営を講じながら、議論を重ね、計画の策定を進めました。

2 市民アンケート調査等の実施

子育て世代のニーズを十分に把握するために、市内在住の0歳から5歳の子どもの保護者（回答数:1,523人）へのアンケート調査をはじめ、市内小学校に通う全ての児童保護者（回答数:10,981人）を対象とする放課後児童クラブに関するアンケート等を実施しました。

また、市長や市議会議長へのトップインタビューのほか、障がい児を持つ保護者や子育てサークルの関係者を対象としてグループインタビューを実施しました。

3 パブリックコメントの実施

広く市民の意見を伺うため、計画(案)に対するパブリックコメントを実施し、22人から合計40件の意見が寄せられました。

第2章 現状と課題

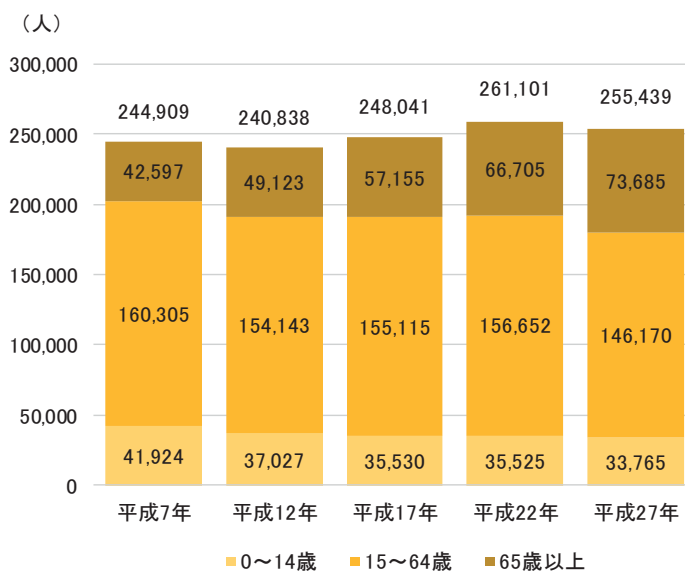
1 佐世保市の子どもと子育てを取り巻く現状と課題

1 少子化の進行

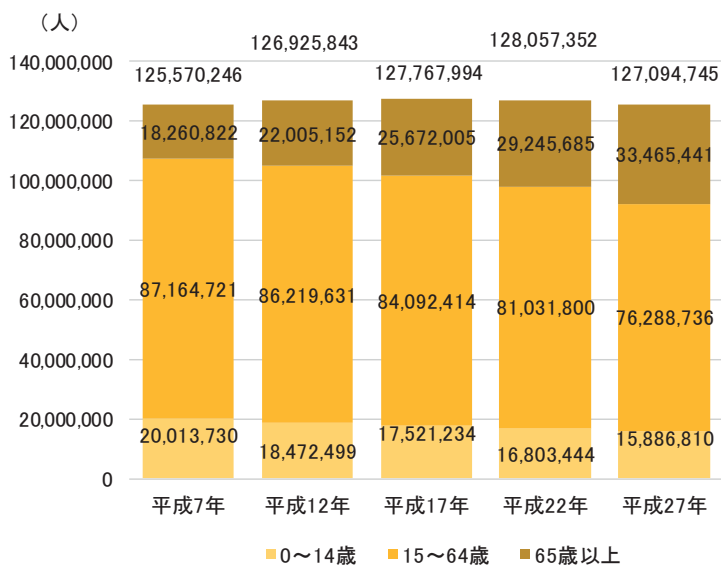
① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口は平成12年以降増加が続いていましたが、平成27年には減少に転じ、255,439人となっています。これは全国の傾向と同じであり、人口減少社会が到来したことがわかります。

■ 佐世保市



■ 全国

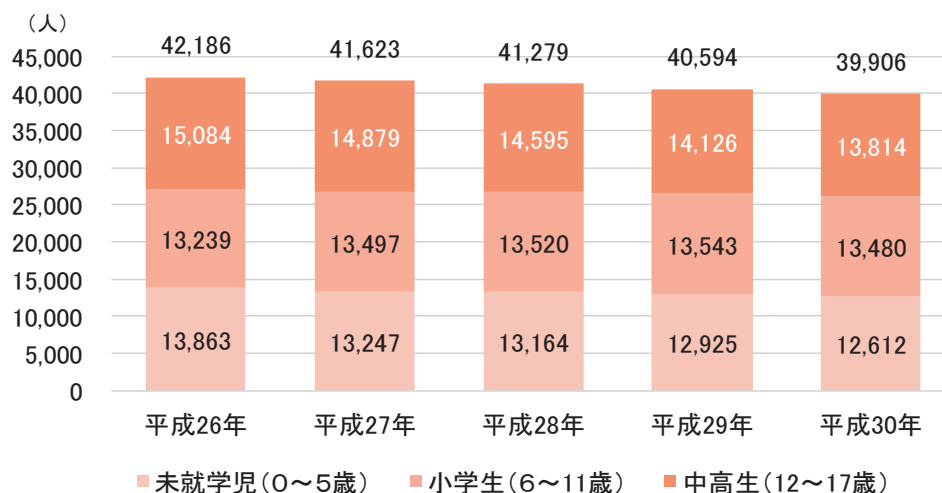


資料：国勢調査

※グラフには「年齢不詳」の人数を記載していないため、グラフ上の数値の合計と総人口の数値は一致しません。

② 18歳未満人口の推移

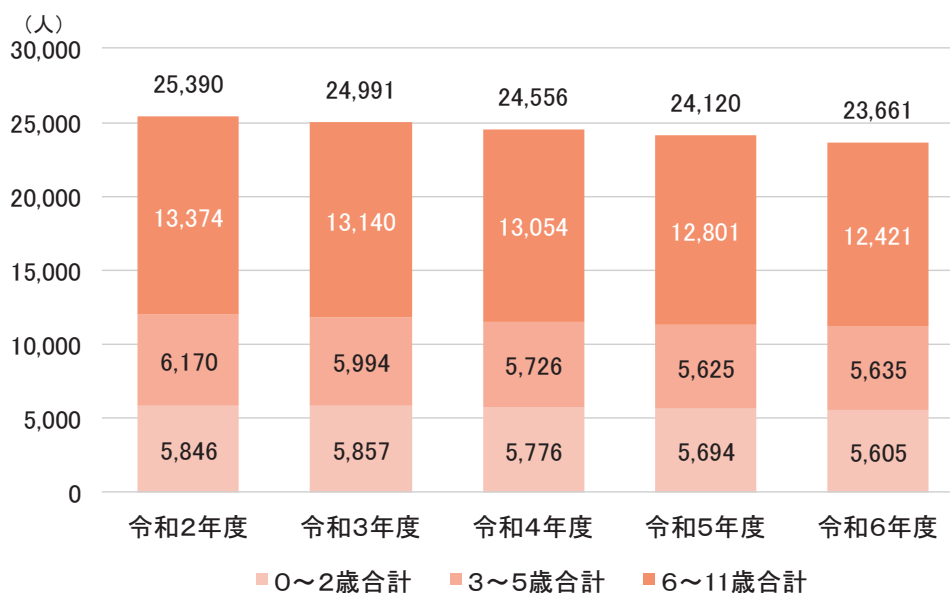
全国的に急速な少子化が進行しており、本市においても、18歳未満人口が平成26年から30年にかけて2,280人減少し、約5.4%の減少となっています。



資料：住民基本台帳

③ 未就学児・小学生人口の推計

今後も急速な少子化の進行が続くことが予想され、令和2年度には25,390人、令和6年度には23,661人になることが推計されています。



資料：住民基本台帳を基準に推計

④ 出生数及び合計特殊出生率の推移

出生数の推移をみると、本市でも減少傾向が続いています。また、本市の合計特殊出生率をみると、全国平均を上回り、同規模自治体の中では比較的高い水準にあるものの、平成25年の1.82をピークに減少傾向にあり、平成29年は1.68となっており、少子化の克服が最重要課題として捉えています。

		平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
出生数（佐世保市）		2,386	2,347	2,392	2,280	2,234	2,159	2,059
出生 率 合計 特殊	全国	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43
	長崎県	1.60	1.63	1.64	1.66	1.67	1.71	1.70
	佐世保市	1.73	1.75	1.82	1.79	1.72	1.72	1.68

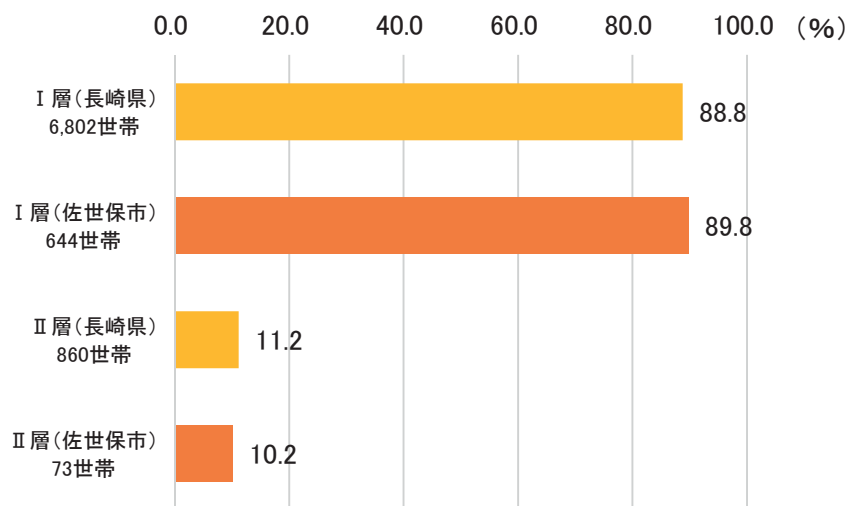
資料：人口動態統計、長崎県衛生統計年報

2 子どもの貧困

長崎県では、県内の子どもの生活状況と現行の支援制度の課題等を把握し、より効果的に子どもの貧困対策等を推進するため、県内 20 市町で小学 5 年生及び中学 2 年生の子どもと保護者を対象に「長崎県子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。この調査における佐世保市の結果について、記載をしています。

① 所得階層別世帯割合

本調査では、等価可処分所得* 92.7 万円以上を「Ⅰ層」、92.7 万円未満を「Ⅱ層」と定義し、集計を行いました。子どもの相対的貧困率*（グラフ中の所得階層「Ⅱ層」の割合）は県内の 11.2%に対し、市内は 10.2%となっており、県の数値より下回っているものの、一定数の世帯がⅡ層にいることがわかります。

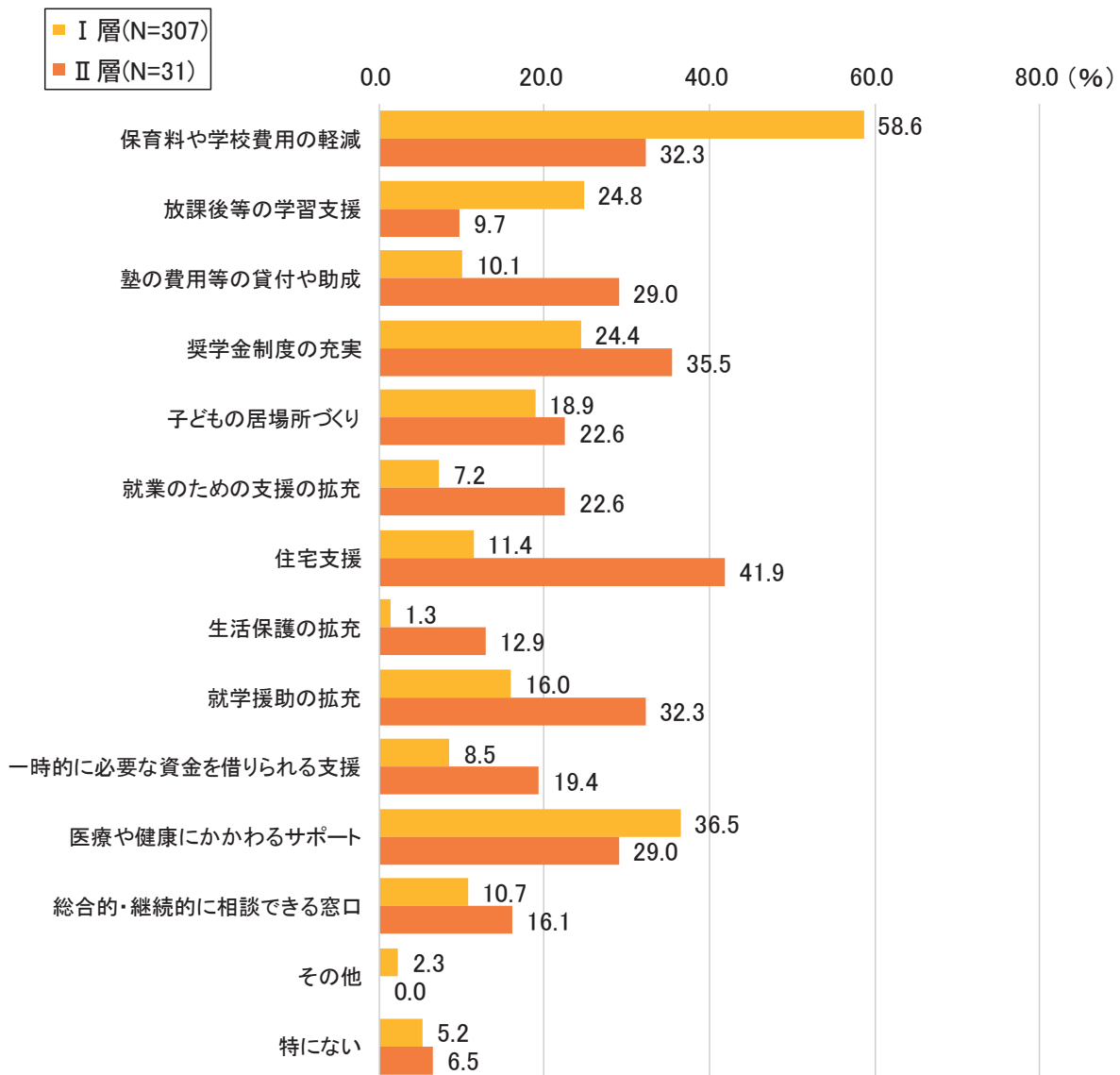


資料：長崎県子どもの生活に関する実態調査

② 子どもを育てていく上で必要と思う支援

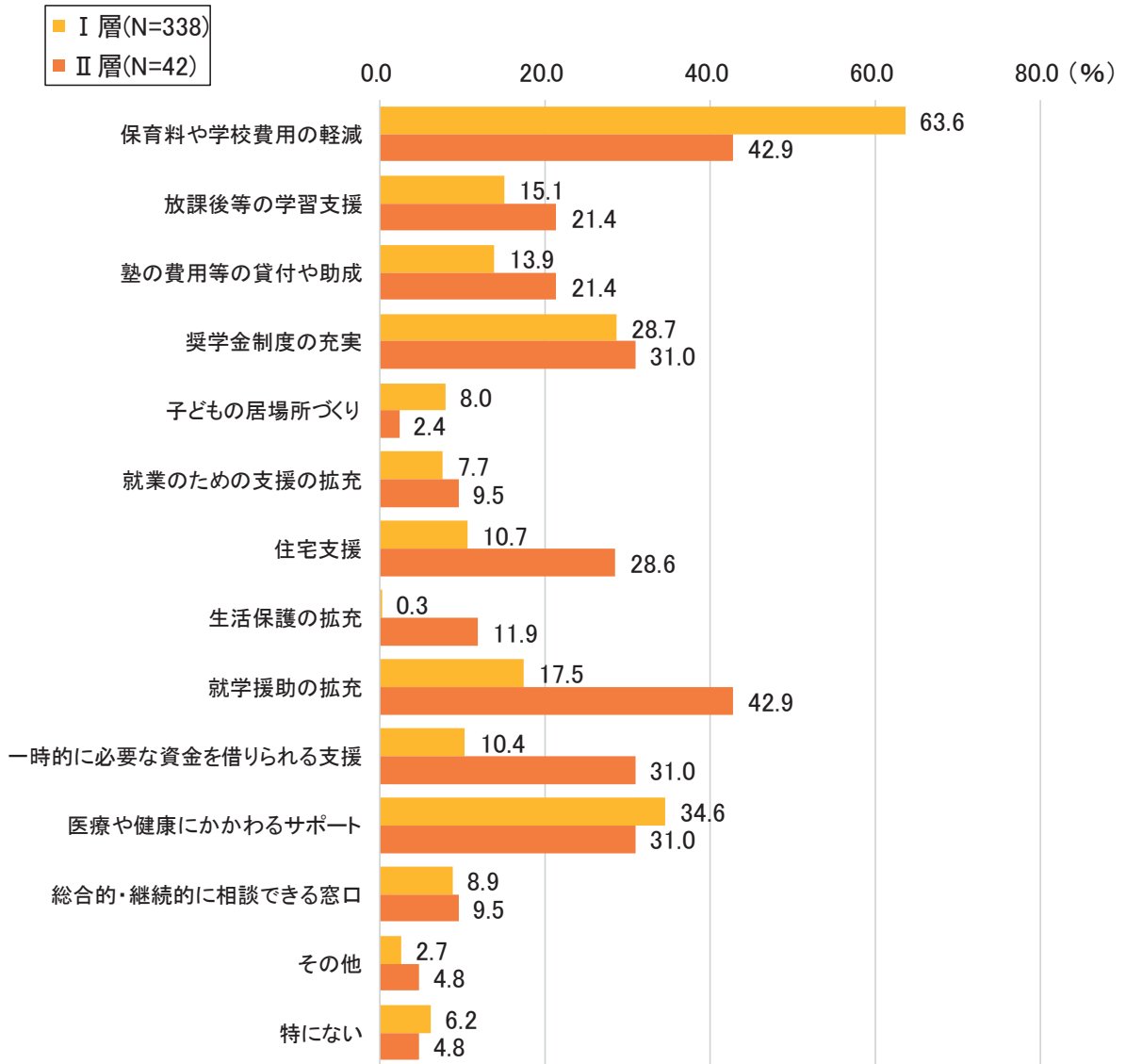
小学5年生保護者についてみると、I層の回答では「保育料や学校費用の軽減」が58.6%で最も高くなっているのに対し、II層の回答では「住宅支援」が41.9%で最も高くなっています。中学2年生保護者についてみると、I層は同様に「保育料や学校費用の軽減」が63.6%で最も高くなっているのに対し、II層では「保育料や学校費用の軽減」と「就学援助の拡充」が42.9%と最も高くなっています。

<小学5年生保護者>



資料：長崎県子どもの生活に関する実態調査

<中学2年生保護者>

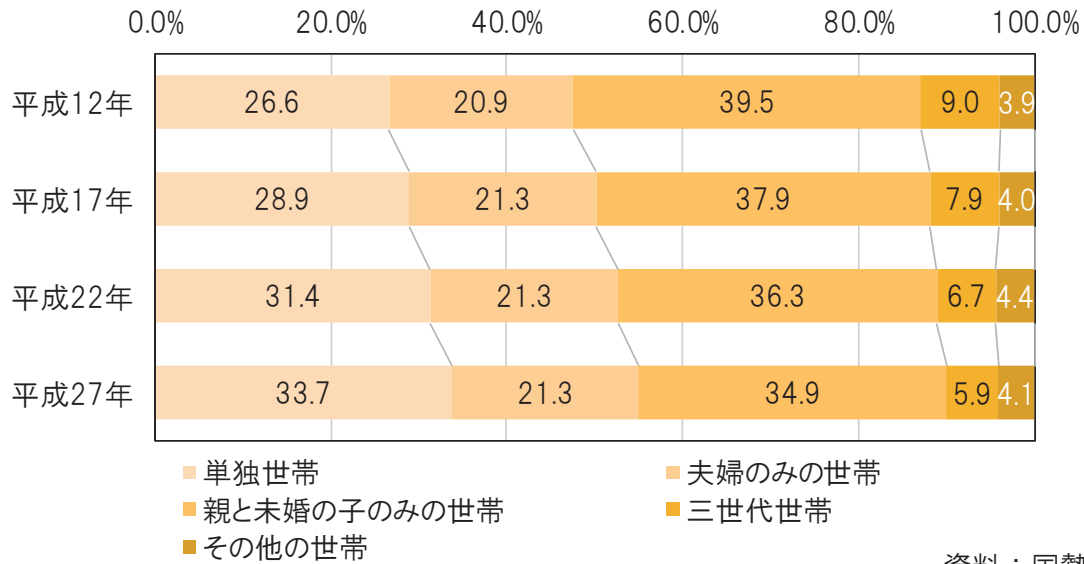


資料：長崎県子どもの生活に関する実態調査

3 核家族化の進行

① 世帯構成割合の推移

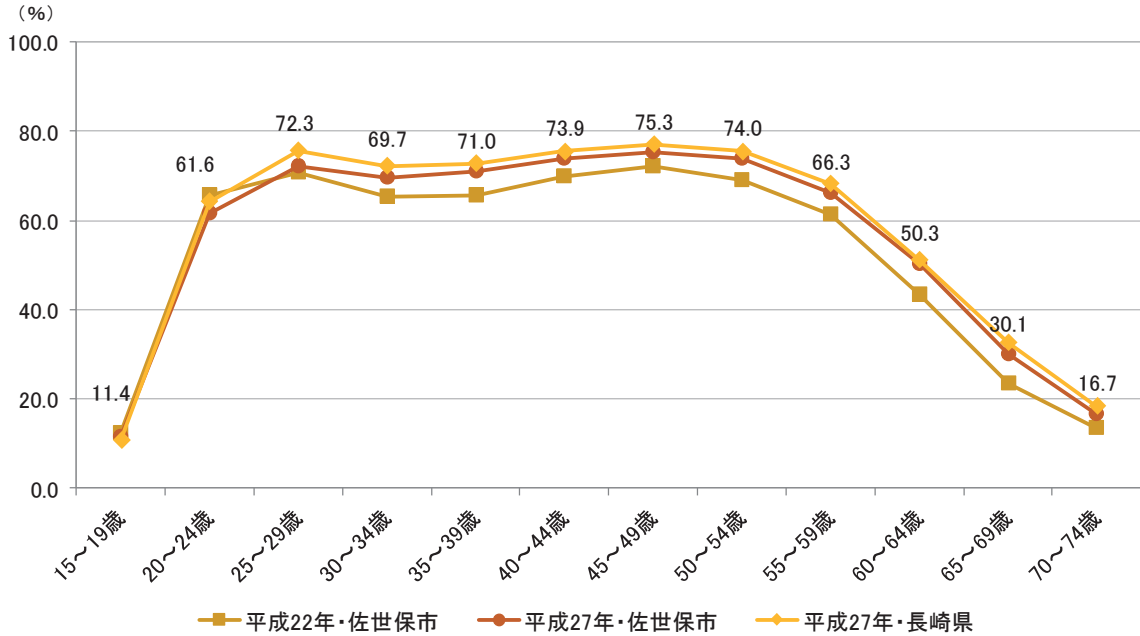
本市の世帯構成割合の推移をみると、「単独世帯」割合が増加しているほか、「三世代世帯」割合が減少しており、核家族化の進行がみられます。



4 共働き世帯の増加

① 女性の就業率の状況

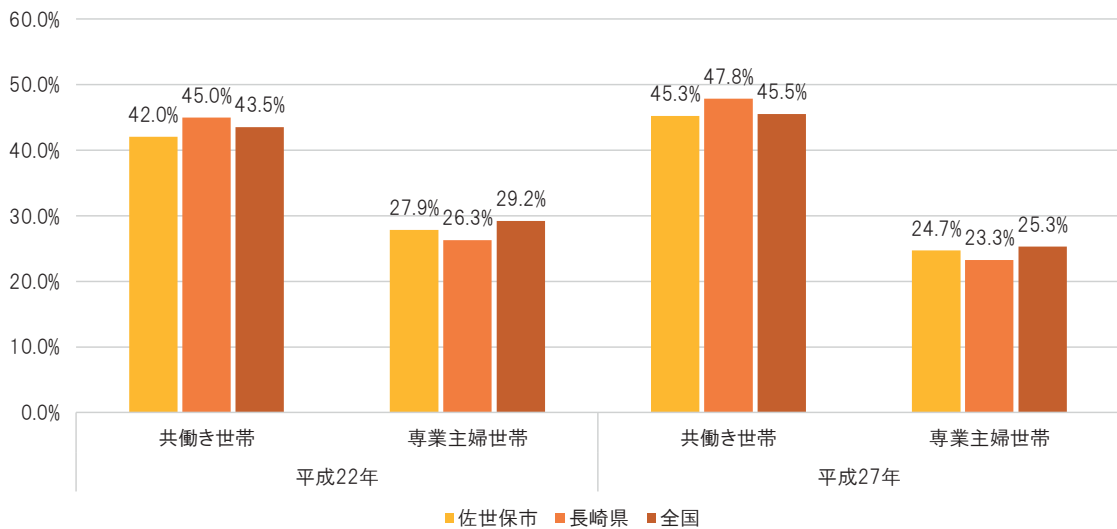
本市の女性の就業率は、平成22年から27年にかけて幅広い世代で増加しており、就業が進んでいるとともに共働き世帯が増加していることがうかがえます。



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳
平成22年・佐世保市	12.4	65.6	70.7	65.2	65.5	69.9	72.1	69.0	61.4	43.3	23.4	13.4
平成27年・佐世保市	11.4	61.6	72.3	69.7	71.0	73.9	75.3	74.0	66.3	50.3	30.1	16.7
平成27年・長崎県	10.7	64.2	75.6	72.2	72.8	75.4	77.1	75.5	68.3	51.1	32.6	18.3

資料：国勢調査

② 共働きの世帯の割合

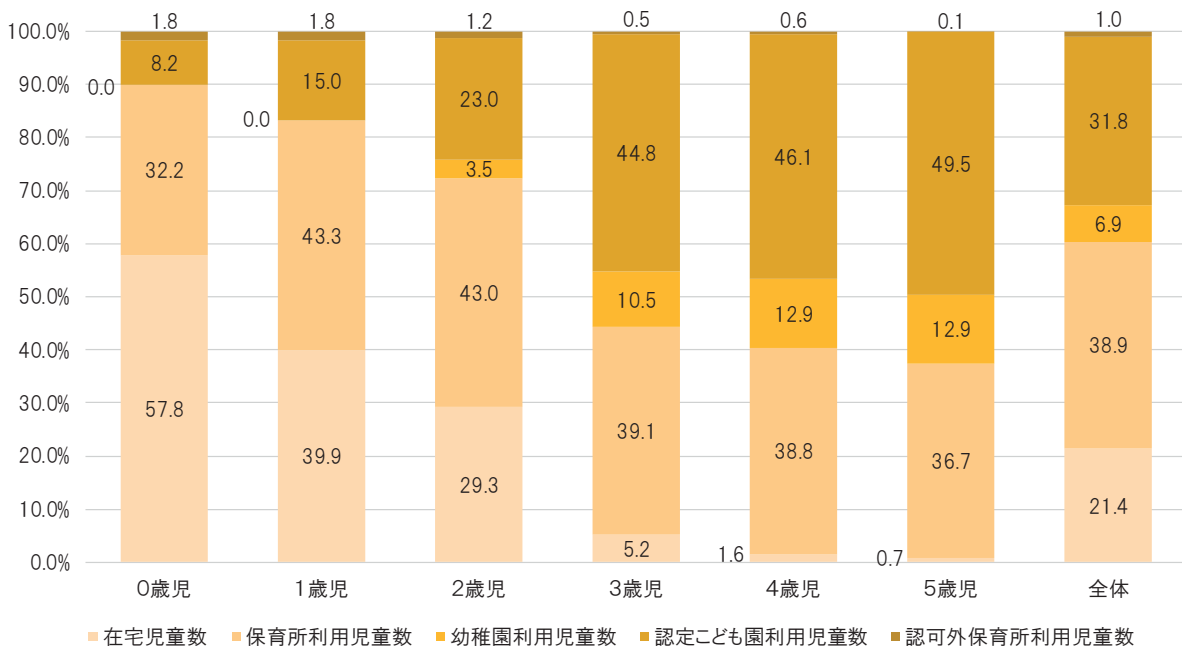


資料：国勢調査

③ 在宅及び保育所・幼稚園・認定こども園* 利用の状況

在宅児童数割合は0歳児が57.8%と最も高く、年齢が高くなるにつれ割合が減少していきます。保育所利用児童数割合は1～5歳児にかけて全体の約40%、認定こども園利用児童数割合は3～5歳児にかけ約40～50%となり、保育所利用児童数割合を上回っています。一方で、幼稚園利用児童数割合については、認定こども園への移行等の影響もあり、3～5歳児にかけて全体の10%超の利用となっています。

<在宅児童数、保育所・幼稚園・認定こども園利用児童数（平成30年10月現在）>



年齢	未就学児童数	在宅児童数	保育所利用児童数	幼稚園利用児童数	認定こども園利用児童数	認可外保育所利用児童数
0歳児	2,012	1,163	648	0	165	36
1歳児	2,126	849	920	0	319	38
2歳児	2,181	640	937	77	501	26
3歳児	2,202	114	860	232	986	10
4歳児	2,346	38	910	303	1,082	13
5歳児	2,292	17	841	296	1,135	3
全体	13,159	2,821	5,116	908	4,188	126

資料：佐世保市

5 佐世保市におけるこれまでの取組

《主な取組(平成 25 年度以降)》

区 分	取組項目
制 度	○子ども・子育て支援新制度スタート（平成 27 年度） ○中核市移行に伴う県からの権限移譲（平成 28 年度） ○「西九州させぼ広域都市圏」に係る連携協約締結（平成 30 年度） ○幼児教育・保育の無償化スタート（令和元年 10 月）
事 業	○利用者支援事業[保育コンシェルジュ*の配置]の実施（平成 27 年度） ○福祉医療の対象を乳幼児から小中学生までに拡大（平成 28 年度） ○母子保健の相談窓口「ままんちさせぼ」開設（平成 29 年度）
施 設	○「子ども発達センター」の常盤町への移転・供用開始（平成 26 年度） ○白南風小学校内に「幼児まどか教室」開設（平成 29 年度）

2 市民アンケート調査結果の概要

1 子ども・子育て支援*に関するアンケート実施概要

○調査対象

佐世保市内在住の0歳から5歳の子どもの保護者約3,000名

○実施時期

平成30年10月～平成31年1月

○実施方法

上記調査対象者を無作為に抽出し、郵送によりアンケートを配布・回収

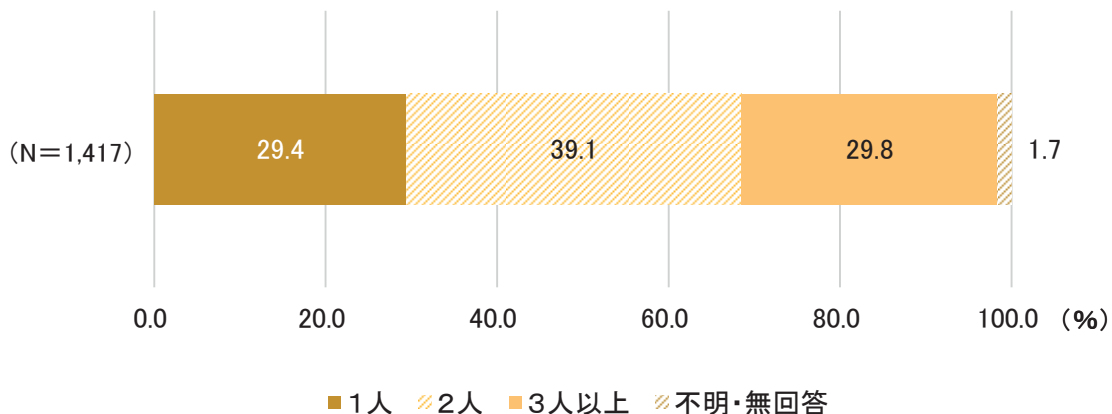
○回収・回収率

配布数	回収票数	有効回収票数	有効回収率
3,035	1,523	1,523	50.2%

2 調査結果

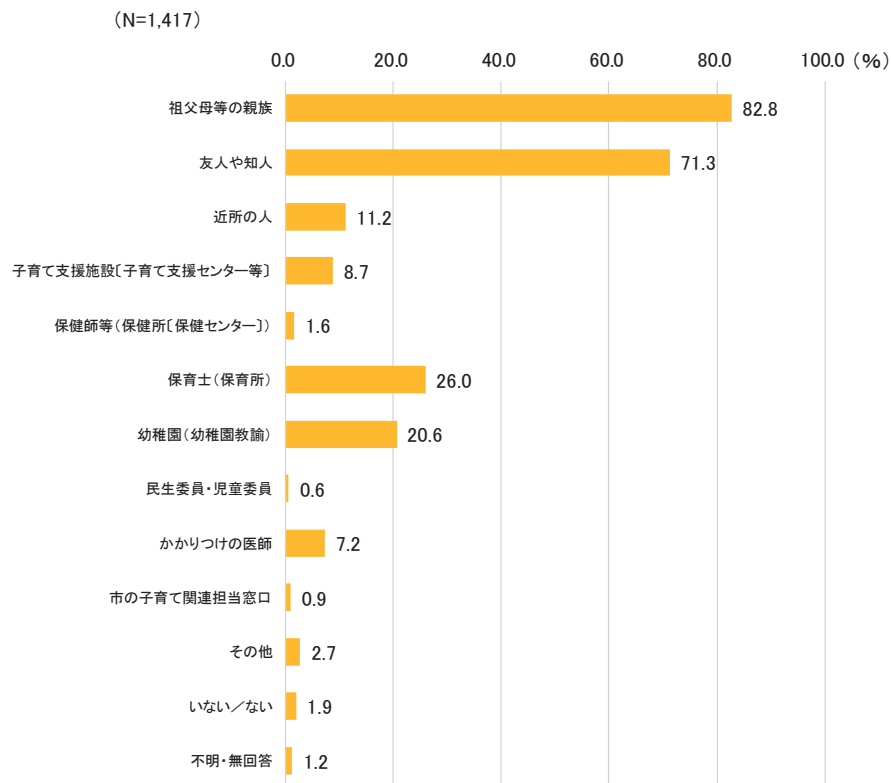
Q. お子さんは何人いらっしゃいますか。

お子さんの人数は「2人」が39.1%と最も高く、「1人」が29.4%、「3人以上」が29.8%の順で続いています。



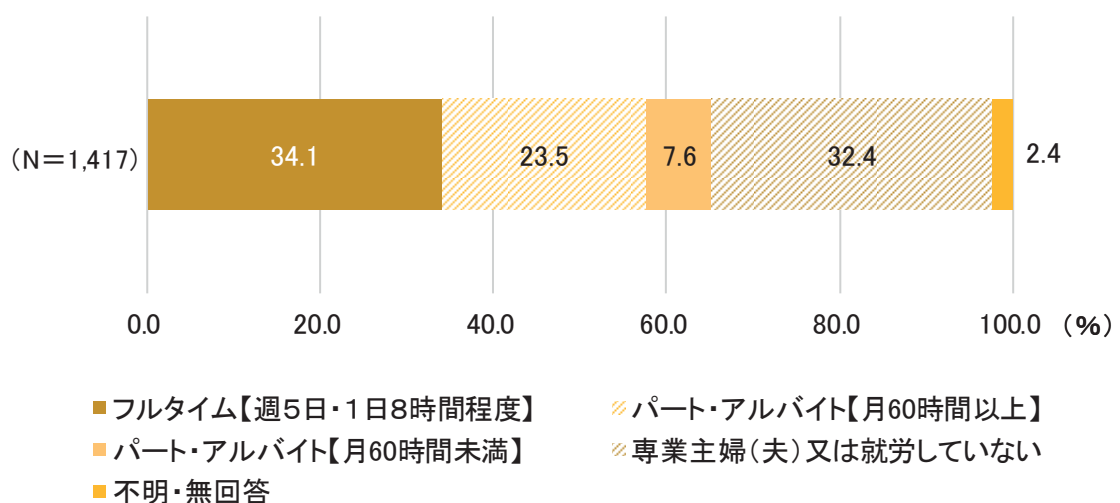
Q. お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は誰(どこ)ですか。

気軽に相談できる人や団体・機関等を尋ねる質問では、親族や友人・知人が突出して多くなっている一方で、行政機関等は1割にも満たない状況です。多くの人が身近な人以外(行政機関など)への相談に対し抵抗感があることがうかがえます。そのため、誰もが気軽に相談できる方法の検討が課題といえます。



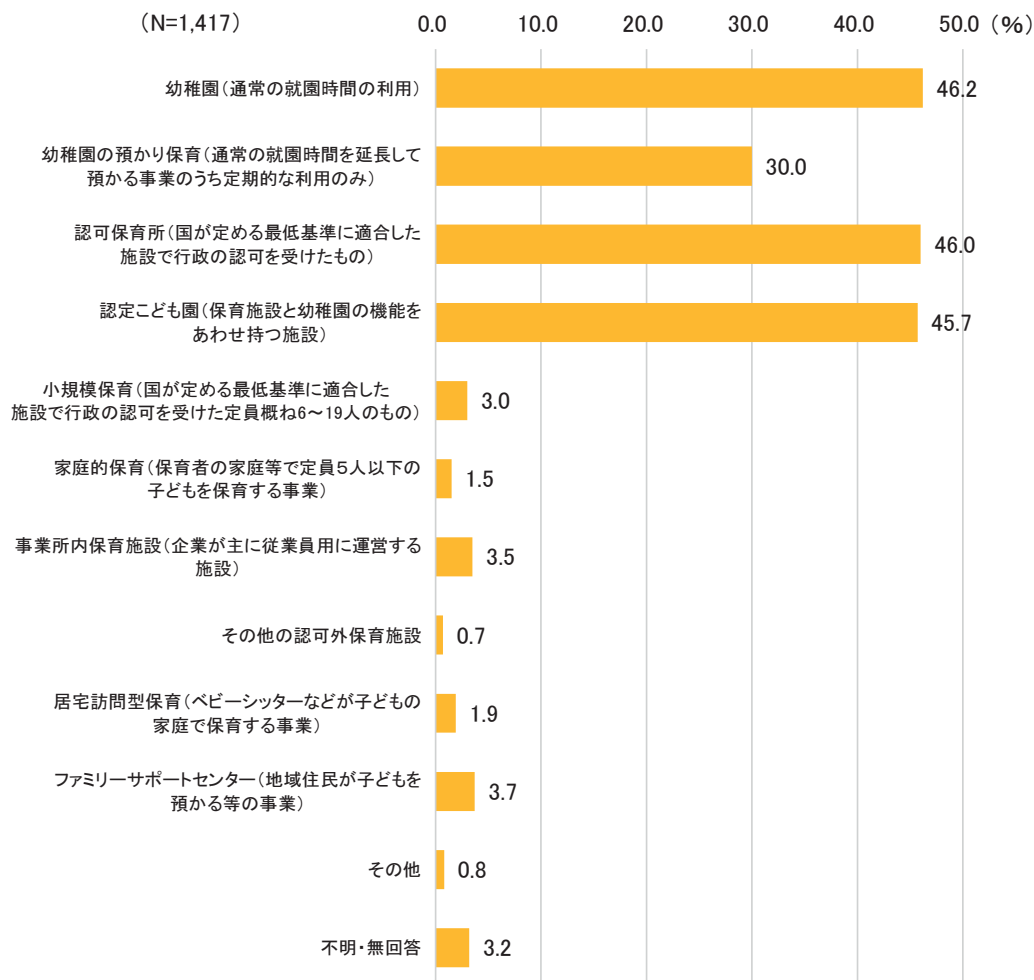
Q. 保護者(母親)の就労状況(自営業・家族従事者含む)について、現在の状況をお答えください。

「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が34.1%で最も高く、「専業主婦(夫)又は就労していない」が32.4%、「パート・アルバイト【月60時間以上】」が23.5%が続いています。母親もフルタイムで働いている割合が高くなっていることがうかがえます。



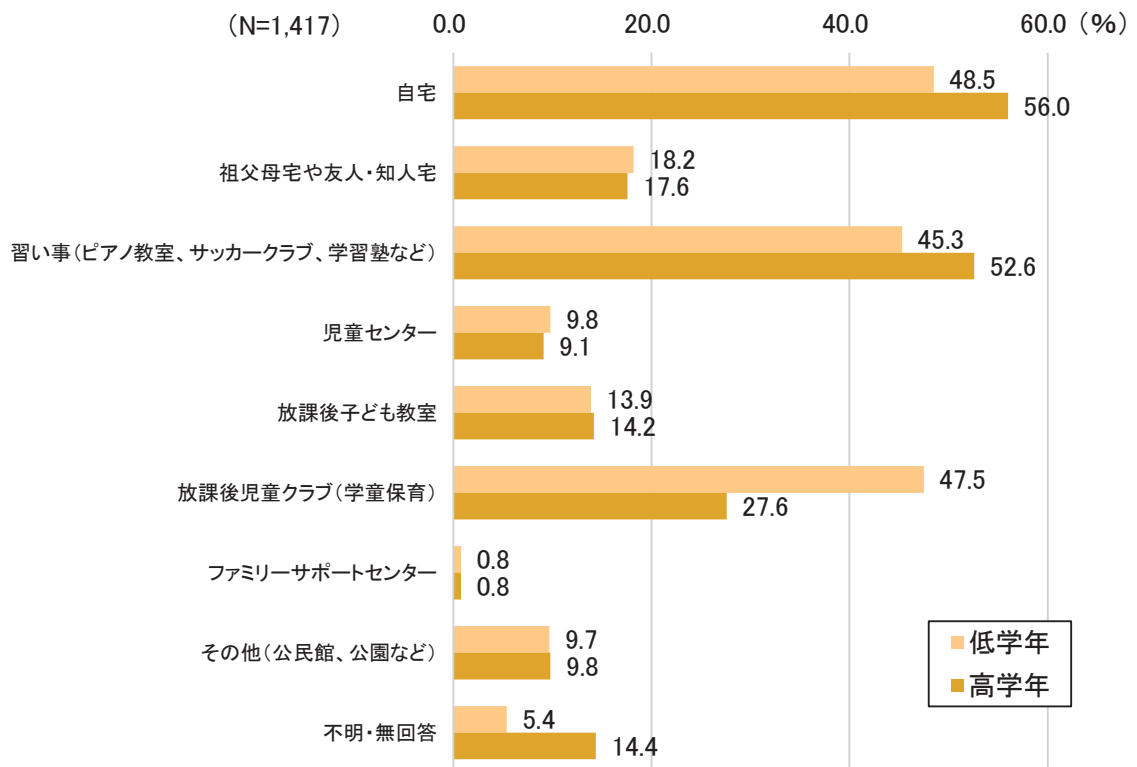
Q. 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

平日に定期的に利用したい施設としては、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が46.2%、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で行政の認可を受けたもの）」が46.0%、「認定こども園（保育施設と幼稚園の機能をあわせ持つ施設）」が45.7%と突出して多く、次いで「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が30.0%と続いています。



Q. お子さんが小学校に入ったら、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

小学校入学後における放課後の過ごし方は、「自宅」が低学年 48.5%、高学年 56.0%とともに最も高く、次いで、低学年では順に「放課後児童クラブ（学童保育）」が 47.5%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 45.3%となっており、一方、高学年では「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 52.6%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 27.6%となっています。



3 佐世保市の今後の課題

1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実

子どもや子育て家庭を支えてきた地域社会における子育て機能の低下を受け、妊娠、出産、子育て等の面で市民ニーズが多様化しており、特に多くの市民が子育てに係る経済的負担を感じています。また、児童虐待について、市民の意識の高まりなどから、虐待に係る相談や通告等が増加する傾向にあります。

2 地域での子どもと子育ての支援

身近な地域に相談できる相手がないため、助け合う機会も少なくなっていることから、子育て家庭が孤立し、その負担感が増大しています。また、子どもの放課後における生活をめぐっては、核家族化の進行や女性の社会進出等の変化に伴い、その過ごし方が多様化し、居場所について、ニーズの高まりとともに、質の確保も求められています。

3 幼児教育・保育の充実

保育所等の待機児童について、平成 17 年度から年度当初には発生していないものの、年度途中において解消するまでには至っていない状況にあります。また、ライフスタイルや就業形態等が多様化する中、幼児教育・保育へのニーズもきめ細やかなものに変化しています。一方、乳幼児期は人格形成の基礎を培う大事な時期であることから、幼児教育・保育において、質の確保が重視される傾向にあります。

第 3 章 計画の基本方針

1 佐世保市の子育てにおける将来像

●● 佐世保市が目指す都市像

育み、学び、認め合う「人財」育成都市

●● 望まれる姿

子どもを安心して産み、楽しく育て、
子どもが健やかに成長できるまち

社会指標	現状値（平成 30 年度）	目指す方向
合計特殊出生率 ^{※1}	1.71 ^{※2}	↑
子ども女性比 ^{※3}	0.22470	↑

※1 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値

※2 平成20年～24年調査分

※3 0歳から4歳人口(男女計)を15から49歳女性人口で除した値

本計画は、佐世保市が「育み、学び、認め合う『人財』育成都市」を目指す中で、「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」の実現にあたり、その施策や具体的な取組を定め共有を図ることを目的としたものです。

2 施策の推進

1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実

安心して妊娠、出産、子育てができるよう切れ目のない支援を行うとともに、児童虐待の未然防止等の観点から、育児不安の軽減に資する様々な取組を推進します。

また、市民の利便性等を考慮した各制度の適切な運用を通じ、子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

2 地域での子どもと子育ての支援

地域における子育て支援の充実を図るとともに、子どもと子育てに関して、地域全体で支え合う環境づくりを推進します。

3 幼児教育・保育の充実

幼児教育・保育における量の確保と質の向上に取り組むとともに、市民ニーズに応じた多様な事業・サービスの展開を図ります。

なお、幼児教育の充実にあたっては、「人材」育成の観点により、「佐世保市教育方針^{*}」を踏まえながら推進します。

3 計画の体系

望まれる姿

子どもを安心して産み、楽しく育て、
子どもが健やかに成長できるまち

施策	施策の方向性	具体的な取組
1 母子保健の推進と安心な 育児環境の充実	(1) 妊娠・出産等に関する知識の普及	① 幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進 ② ライフデザイン構築のための支援 ③ 食育による子育て支援
	(2) 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減	① 安全で健やかな妊娠・出産への支援 ② 乳幼児健康診査の適切な実施 ③ 家庭訪問による支援 ④ 子どもに関する相談支援 ⑤ 児童虐待の未然防止 ⑥ ひとり親家庭等の自立促進(佐世保市ひとり親家庭等自立促進計画)
	(3) 子どもの療育と発達支援	① 子ども発達センターと地域での障がい児支援 ② すぎのこ園での障がい児支援
	(4) 経済的支援の充実	① 児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施 ② 福祉医療制度の運用
2 地域での子ども 子育ての支援	(1) 地域における子育て支援の充実	① 地域子育て支援機能の充実 ② ファミリーサポートセンターの運営 ③ 子育て支援サークルの自主的活動へのサポート ④ 子育てサポーターの養成 ⑤ 子育て支援意識の高揚 ⑥ 事業者の子育てに対する理解促進
	(2) 地域における子どもの健全育成	① 新・放課後子ども総合プランに係る取組の推進 ② 施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり
3 幼児教育・ 保育の充実	(1) 幼児教育・保育における量の確保と質の向上	① 幼児教育・保育環境の充実 ② 幼児教育・保育の質の向上
	(2) 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開	① 延長保育等の実施 ② 病児保育の推進 ③ その他の保育事業

子どもの心身の安全を守るプロジェクト

子どもの貧困対策プロジェクト

ワーク・ライフ・バランス推進プロジェクト

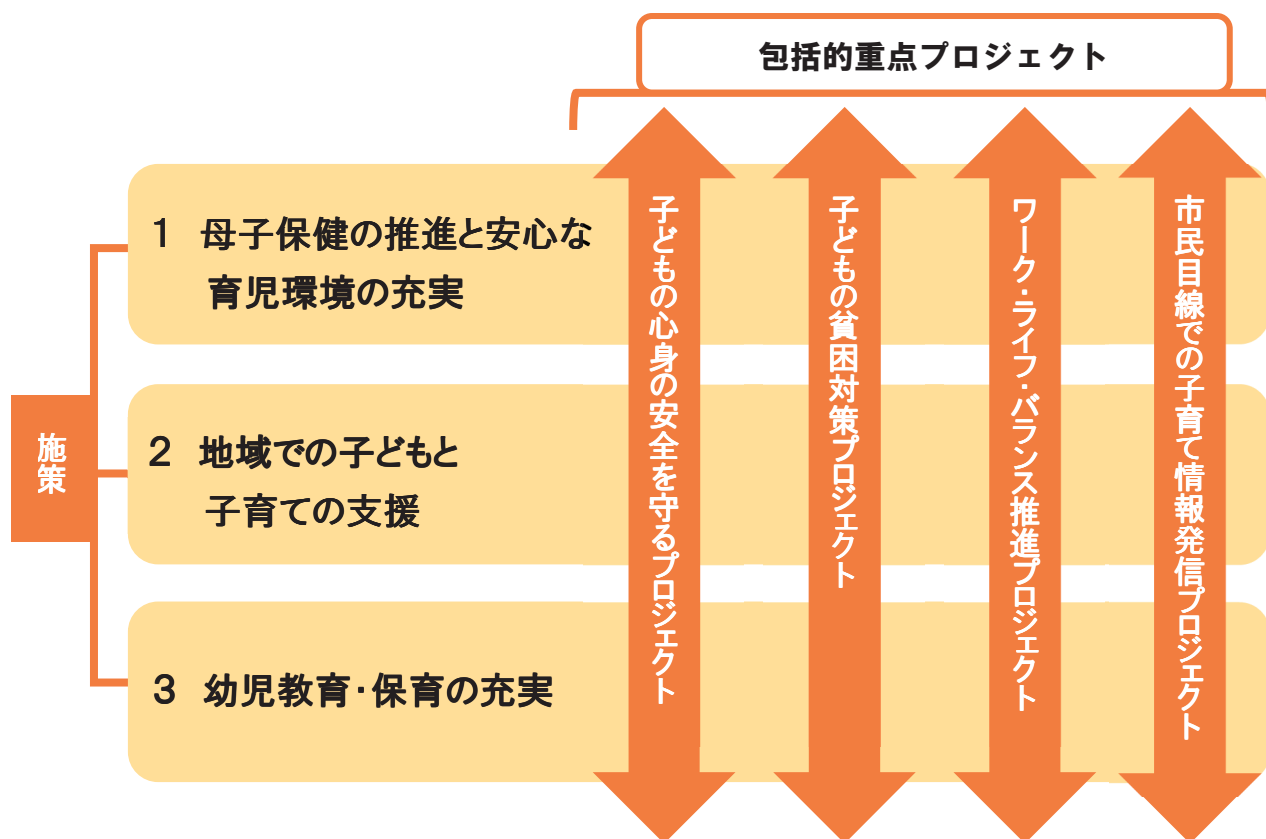
市民目線での子育て情報発信プロジェクト

4 包括的重点プロジェクト

1 プロジェクトの位置づけ

包括的重点プロジェクトは、3つの施策の枠を超えた(とらわれない)特定の目的達成及び各施策の牽引のため、施策を横断しながら包括的に推進する取組群の総称であり、単独目標では得られない相乗効果の創出を意図するものです。

なお、取組状況によっては、子育て支援以外の分野にわたり連携しながら効果的な対応を図ります。



2 推進にあたって

包括的重点プロジェクトの推進にあたっては、「佐世保市子ども・子育て会議」に分科会を置き、各種取組の実施状況を審議するなど、継続的に点検・評価・見直し(PDCA サイクルの実践)を実施します。

3 プロジェクトの内容

① 子どもの心身の安全を守るプロジェクト

子どもの心身の安全を取り巻く環境は、厳しさを増しており、母子への切れ目ない支援とともに、幼児教育・保育現場のみならず、身近な地域等が一体となった対応が重要となっています。

佐世保市においては、切れ目ない相談支援の強化や虐待や事故等の防止を通じ、支援が必要な子どもや家庭を把握し、子どもの心身の健康と安全を確保するための環境づくりを進めます。

[主な取組]

《施策》母子保健の推進と安心な育児環境の充実

- 安全で健やかな妊娠・出産への支援
- 乳幼児健康診査の適切な実施
- 家庭訪問による支援
- ひとり親家庭等の自立促進
- 児童虐待の未然防止
- 子ども発達センターと地域での障がい児支援

《施策》地域での子どもと子育ての支援

- 新・放課後子ども総合プランに係る取組の推進
- 施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり

《施策》幼児教育・保育の充実

- 幼児教育・保育の質の向上
- その他の保育事業



② 子どもの貧困対策プロジェクト

子どもの家庭環境が多様化・複雑化する中で、「相対的貧困」状態にある子育て家庭を指す子どもの貧困が全国的な社会問題となっています。

佐世保市においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していくことができる環境づくり、また、貧困が世代を超えて連鎖することがない環境づくりを進めます。

[主な取組]

《施策》母子保健の推進と安心な育児環境の充実

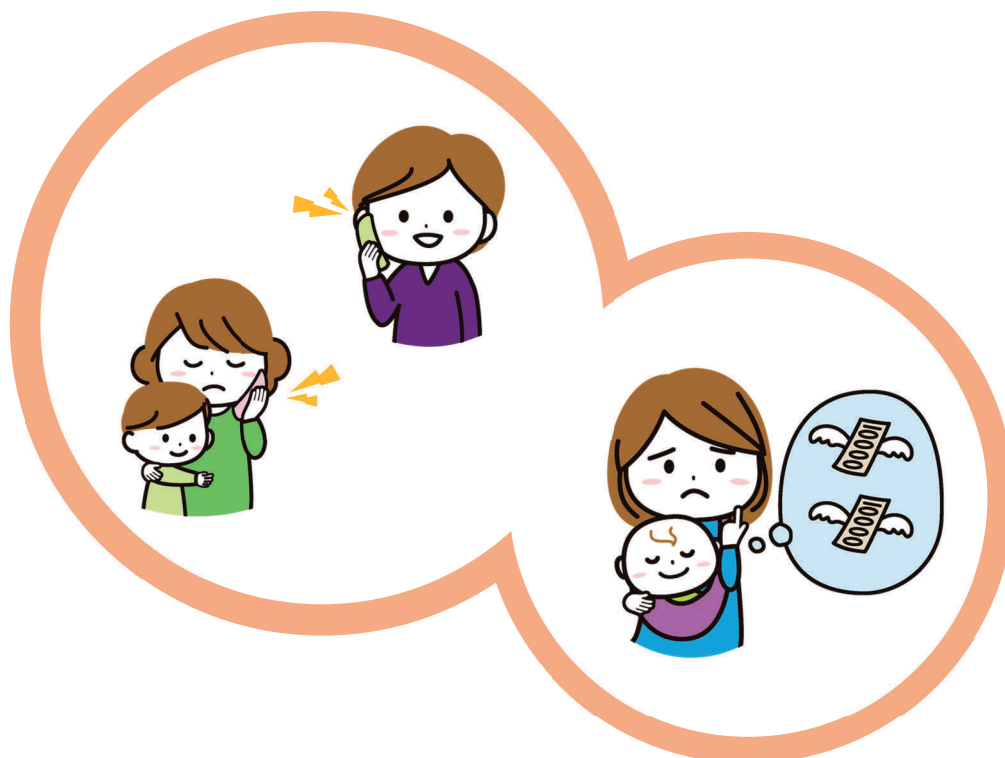
- 子どもに関する相談支援
- ひとり親家庭等の自立促進
- 児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施
- 福祉医療制度の運用

《施策》地域での子どもと子育ての支援

- 新・放課後子ども総合プランに係る取組の推進
- 施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり

《施策》幼児教育・保育の充実

- 幼児教育・保育環境の充実
- 幼児教育・保育の質の向上



③ ワーク・ライフ・バランス推進プロジェクト

近年、女性の就業率が向上するとともに、共働き世帯が増加していく中で、子育て世帯がそれぞれの生活スタイルに応じた理想の子育てを実現できる社会の構築が求められています。

佐世保市では子育て支援を念頭に置いたワーク・ライフ・バランス[※]の向上を推進していくため、事業者、保護者、市民等がそれぞれの役割を理解しながら、子どもと子育てを社会全体で支えていくという機運を高めるとともに、働き方改革等を通じ、実践につながる環境づくりを進めます。

[主な取組]

《施策》母子保健の推進と安心な育児環境の充実

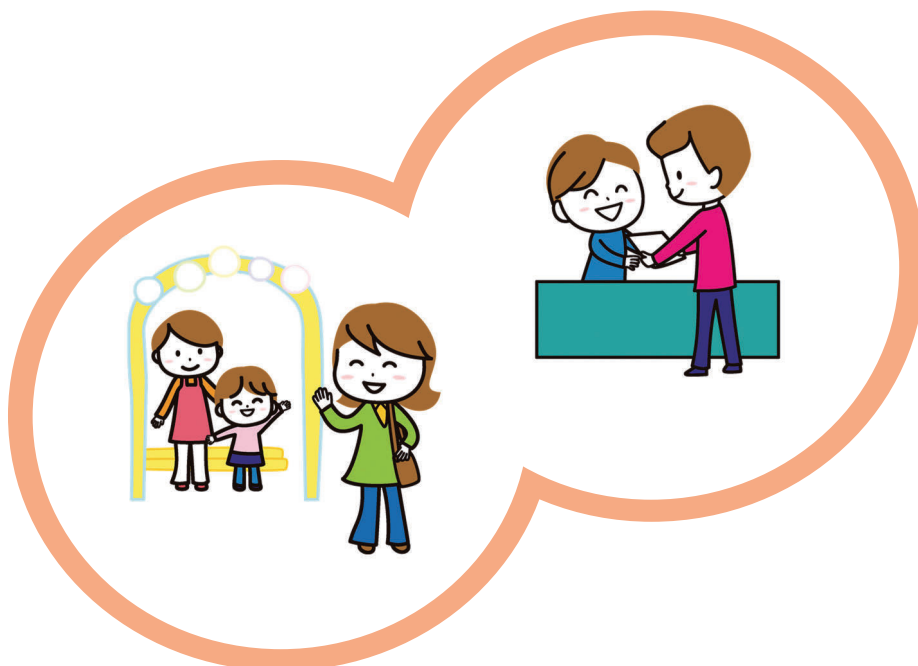
- ライフデザイン構築のための支援

《施策》地域での子どもと子育ての支援

- 子育て支援意識の高揚
- 事業者の子育てに対する理解促進
- 新・放課後子ども総合プランに係る取組の推進

《施策》幼児教育・保育の充実

- 幼児教育・保育環境の充実
- 時間外の保育
- 病児保育の推進
- その他の保育事業



④ 市民目線での子育て情報発信プロジェクト

子育て支援においては、それぞれの子育て世帯が必要とする情報についていかに手軽にたどり着き、また、わかりやすく知ることができるかが重要となります。

佐世保市では、窓口や広報、ホームページ等多様な媒体を活用し、子ども・子育てに関する必要な情報をよりわかりやすく提供することにより、子育て中の保護者が利用するイベントやサービスを選択し、また、保護者同士のネットワークの構築に繋げることができる環境づくりを進めます。

[主な取組]

《子育て支援情報の発信》

- インターネット(ホームページ、SNS、子ども・子育てWEBサイト「すくすくSASEBO」)等の多様な媒体や、各種イベントや施設等における様々な機会・場を活用するなど、わかりやすく、きめ細やかな情報発信を行います。

《利用者への個別支援》

- 子どもとその保護者、または妊婦等が必要に応じ、多様な教育・保育施設*や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、専用窓口を設置したうえで、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づき情報の集約・提供、利用支援等を行います。



第4章 具体的な取組

1

母子保健の推進と安心な育児環境の充実

施策の目的

保護者が安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに成長できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI（重要業績評価指標）	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
乳幼児健康診査受診率	95.4%	96%
乳幼児福祉医療費受給資格の認定率	99.2%	100%

市民等に求められる基本的な姿勢・役割

- 母子の健康管理や育児不安の軽減等に資する各種支援について、日頃から情報の収集に努めるとともに、必要に応じた適切な利活用を図りながら、子どもの健やかな成長を支えることが望まれます。
- 産科や小児科などの医療機関や助産師会、民生委員児童委員、地域の子育て支援の関係団体等は相互に連携することで、妊娠期から切れ目のない包括的なサポート体制で支援を行います。

取組体系

- (1) 妊娠・出産等に関する知識の普及
- (2) 母子への切れ目のない支援と育児不安の軽減
- (3) 子どもの療育と発達支援
- (4) 経済的支援の充実



○乳幼児健康診査の様子

1 妊娠・出産等に関する知識の普及

幼児期から思春期における健康教育や啓発活動等を通じ、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及を図ります。

① 幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進

- 幼児期から「いのちのお話会」の実施等を通じ、いのちの大切さや性について知る機会を提供し、理解の促進に努めます。
- 保護者に対しては、「いのちのお話会」、「保護者の勉強会」を開催するなど、性に関して子どもへ伝える方法を学ぶ場の提供を図ります。
- 推進体制に関しては、「市内性教育連絡会」にて、教育や保健福祉分野との連携を図るとともに、実践スタッフの育成を進めることにより、子どもの年齢に応じた適切な支援につなげます。

② ライフデザイン構築のための支援

- 市内の高校生や大学生等に対して、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及活動などを通じ、ライフデザイン〔生活設計〕の構築に係る意識啓発に努めます。
- 母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時において、それぞれの家庭の状況等を確認しながら、必要に応じ、家族計画に係る指導・啓発を行います。

③ 食育による子育て支援

- 離乳食講座の講義・実習などを通して食育の推進に努め、健全な食習慣や子どもの健やかな発達を推進します。



○離乳食講座の様子

2 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減

地域で孤立することなく、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、子育て世代包括支援センター※（ままんちさせぼ）を中心に、子どもや子育てに関する様々な相談に対応します。また、関係機関と連携・協力しながら、子どもや保護者の状況を把握し、虐待が疑われる事案の早期発見に努めるとともに、必要時の個別ケース会議の開催を通じて、子育て家庭が抱える様々な問題への対応を協議し包括的な支援を実施することにより、児童虐待の未然防止を図るなど育児不安の軽減に資する様々な取組を行います。

① 安全で健やかな妊娠・出産への支援

- 子育て世代包括支援センター（ままんちさせぼ）を中心に、妊娠中から産前産後、乳幼児期の子育ての不安や悩みなど、様々な相談に切れ目なく対応します。
- 妊婦が安心して出産に望めるように、妊婦健康診査の助成や必要な情報発信を行うとともに、仲間づくりを促進するために交流の場を提供します。
- 安心して出産できる環境づくりのため、産科医療機関との連携強化及び情報共有を行いながら、産後ケア等の充実を図ります。
- 妊娠・出産・育児の喜びを父親も共有できる環境づくりのため、母親の妊娠中から関わりをもてるように、父子健康手帳交付や各種講座等を開催するとともに、父親が参加できる育児講演会等の紹介を行います。
- 母親の出産後の不安や、それに伴い生じる可能性がある悩み等に対して、父親をはじめとする家族等の理解を深めます。
- 不妊治療への経済的負担を軽減するため、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)及び一般不妊治療(人工授精)に係る費用に対し助成を行うとともに、不妊治療で妊娠した高年初産の妊婦やハイリスク妊婦については、相談や訪問等による対応を通じ、不安の軽減や心のケアに取り組みます。
- 離島という地理的条件や家族が長期不在となる生活環境など、妊婦の諸事情を考慮する中で、安心して出産できる環境を確保するため、定期健診や出産に伴う移動に要する費用等の一部を助成します。



○プレパパ学級の様子



○プレパパ学級の様子

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画[※] 関係』 地域子ども・子育て支援事業[※]

量の見込み(上段)・確保方策(下段)	平成 30 年度	令和 6 年度
利用者支援事業 [設置か所数] (基本・特定型/母子保健型)	1 か所 / 1 か所	1 か所 / 1 か所
[設置か所数] (基本・特定型/母子保健型)		1 か所 / 1 か所

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み(上段)・確保方策(下段)	平成 30 年度	令和 6 年度
妊婦健康診査 [受診人数/延べ受診回数]	2,023 人 / 23,984 回	1,840 人 / 22,080 回
[実施体制]	【実施場所】 医療機関 / 【実施時期】 随時実施	

② 乳幼児健康診査の適切な実施

- 疾病や障がいなど、発達に心配がある乳幼児の早期発見と育児に不安がある母親への支援の役割を担っている乳幼児健康診査について、継続して行います。
- 健康診査の受診率の向上を図るとともに、未受診児の把握に努め、その中で支援が必要な家庭については、育児相談支援を行います。
- 乳幼児の健やかな発達と家庭での子育てを支援するため、健康診査において発達の心配がある乳幼児について、二次健康診査及び子ども発達センターの受診等必要なフォローを行います。
- 乳幼児の不慮の事故を未然に防ぐため、乳幼児健康診査など様々な機会を利用して、継続的な啓発・周知活動を行います。

③ 家庭訪問による支援

- 子育ての孤立化防止や、育児不安の軽減につなげるため、家庭訪問員が生後 4 か月までの乳児のいる家庭を全て訪問し、子育てに関する情報を伝えるなどの支援を行います。なお、家庭訪問員については、専門家による研修や訪問員相互の研修により、資質の向上を図ります。
- 助産師・保健師が連携し、家庭環境等の状況を見ながら、個別に訪問指導を実施します。また、必要に応じ、養育支援家庭訪問事業へとつなげ、産科・小児科医療機関、開業助産師など関係機関と連携を図りながら、助産師・養育支援訪問員によるサポートを通じて、自立に向け家庭内で適切な養育環境が継続できるよう支援を行います。

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
乳児家庭全戸訪問事業 [対象者数]	1,921 人	1,800 人
[実施体制]	市において実施	

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
養育支援訪問事業 [延べ訪問世帯数]	141 件	170 件
[実施体制]	市において実施	

④ 子どもに関する相談支援

- 子育て家庭の抱える様々な問題に対応するため、相談員の資質の向上を図るとともに体制の充実を図ります。
- 保育所・幼稚園、学校などの関係施設や医療機関等との連携を強化します。
- 子どもが安心して過ごせる環境を確保するため、子育て短期支援事業を継続して実施します。

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
子育て短期支援事業 [延べ利用人数]	66 人	130 人
[延べ利用人数]		130 人

⑤ 児童虐待の未然防止

- 子ども家庭支援全般、要支援児童及び要保護児童等への支援を総合的に担う子ども家庭総合支援拠点*の構築を図り、子育て世代包括支援センター「ままんちさせぼ」等による切れ目のない子育て支援を活用しながら、児童相談所等の関係機関との円滑な連携・協働の体制を推進します。
- 児童虐待の未然防止の観点から、虐待に至る恐れのある要因（保護者側のリスク要因・子ども側のリスク要因・養育環境のリスク要因等）について、保育所・幼稚園、学校等の関係施設・機関等とともに確認や情報共有を行い、早期対応・問題解決に向けて継続して対応します。
- 周産期からの母子保健事業を通じて、虐待の早期発見に努め、適切な支援を行います。
- 「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」の定期的な委員会や検討会、必要時の個別ケース会議を開催し、虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行います。

- 児童虐待に対応する担当職員や関係者の資質向上を図るため、引き続き研修を実施します。
- 民生委員児童委員や主任児童委員など、関係者と連携し、虐待予防や虐待を受けた児童及びその親に対して支援を行います。

⑥ ひとり親家庭等の自立促進（佐世保市ひとり親家庭等自立促進計画）

《生活支援》

【保育所への優先的入所】

- ひとり親家庭が安心して就労・求職活動等ができるよう、保育所入所を優先します。

【病児保育】

- 児童が発熱等急な病気になった場合、小児科に併設された専用スペースにおいて、保育士等が一時的に保育する事業を実施します。

【子育て短期支援事業】

- 仕事や病気で一時的に家庭での養育が困難になった子どもについて、児童養護施設等での預かりを行います。

《経済的支援》

【児童扶養手当の支給】

- 母子家庭・父子家庭等に対し、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため所得状況に応じ児童扶養手当を支給します。

【母子・父子及び寡婦福祉医療費助成】

- 20歳未満の児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父、その子が父母のいない子で、18歳未満または、高等学校在学中の20歳未満の方、及び寡婦に対し、所得状況に応じて医療費の一部を助成します。

【母子父子寡婦福祉資金貸付金】

- 母子家庭・父子家庭、寡婦に対し、修学や技能取得等に必要な資金を貸し付け、経済的な自立を支援します。

【保育料等の軽減】

- 母子家庭・父子家庭等の世帯で、一定の要件を満たす場合には、保育所や放課後児童クラブ等の保育料を軽減します。

《就業支援》

【各種就労支援】

- 「自立支援教育訓練給付金」制度による介護福祉士等の資格取得の促進を図るとともに、「高等職業訓練促進給付金」制度の運用を通じ、経済的自立につながる看護師や保育士等の専門性の高い資格取得のための受講期間において、必要な生活支援を行います。
- 個々の実情や適性に応じ就労支援計画を立て、ハローワーク等と連携しながら、きめ細やかで継続的な就労支援を実施します。

《相談体制の充実》

【相談員・支援員による相談】

- 家庭相談員を配置し、養育費の取り決め等を含めた経済的な相談に対する助言を行います。
- 母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭・父子家庭に対する子どもの進学や親の就労につながる資格取得等に関する経済的な相談・助言を行います。
- 母子・父子生活支援員を配置し、子どもの養育や生活全般に関する相談・支援を行います。

3 子どもの療育と発達支援

障がいや発達に心配のある子どもに対する療育支援にあたり、子ども発達センターを中心に、保健・福祉・医療・保育・教育分野等における関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、子どもの通う保育所・幼稚園や学校等の訪問による施設支援等を行います。

① 子ども発達センターと地域での障がい児支援

- 子どもの発達についての勉強会や連絡会等でのケース検討を引き続き行い、医療機関との連携強化に努めます。
- 子どもの発達の状態や特性に応じた関わりができるよう、スタッフの充実を図りながら、訪問療育や施設支援を引き続き行うとともに、必要に応じ個別のケース会議や協議を行う場を設け、各関係機関との情報共有体制の強化に努めます。
- 「西九州させぼ広域都市圏」の連携事業を推進する中で、子ども発達センターと関係自治体が抱える療育に係る課題解決のため、各種学習会等の開催を通じ、療育関係者の広域的なスキル向上につなげます。



○機能訓練室の様子（子ども発達センター）



○診療の様子（子ども発達センター）

② すぎのこ園での障がい児支援

- 子ども発達センターとの連携を強化しながら、障がい児支援に係る関係職員の質の向上に努めます。
- 保育所・幼稚園・児童発達支援事業所等からの施設見学等の受け入れを引き続き行い、関係施設及び職員との連携を図ります。

4 経済的支援の充実

子育て家庭の経済的支援の充実のため、児童手当や児童扶養手当、福祉医療費について適切に制度を運用するとともに、周知・広報の強化による制度に関する認知度の向上を図ります。

また、子育てワンストップサービス*の活用等を通じ、各制度の事務手続きの簡素化・効率化を進めるとともに、市民にとって利便性の高い支援を行います。

① 児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施

- 児童手当・児童扶養手当に係る法定受託事務については、適宜適切に実施します。
- 制度に関する周知・広報を強化するとともに、児童手当に関しては、子育てワンストップサービスを通じ電子申請できる手続を拡大するなど、利便性の向上を図ります。

② 福祉医療制度の運用

- 子育て世帯への経済的支援として、乳幼児、小中学生、ひとり親家庭等への医療費の助成を行います。
- 出生や転入等のライフイベントの際に漏れなく制度の案内を行うなど、周知・広報の徹底を図るとともに、市民ニーズ等に応じた制度の見直しについて、効果や財源等を整理しながら、国や県に対しても必要な働きかけを行います。



○子ども子育てに関する啓発パンフレット

2 地域での子どもと子育ての支援

施策の目的

子育て家庭が、地域で支えられながら楽しく子育てできるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI（重要業績評価指標）	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
地域子ども・子育て支援事業の 平均利用回数	37.3回	50回

市民等に求められる基本的な姿勢・役割

- 身近にいる子どもに関心を持ってふれ合い、地域の親睦を深めながら子どもを育てる活動を進めることが望まれます。
- 町内会等の地域関係団体及び子どもの育成に関わりのあるボランティア団体、NPO法人などが、身近にいる子どもに関心を持ち、体験学習の機会を提供するなど、子どもを育てる活動を積極的に進め、子育てに係る地域コミュニティの輪を広げるよう努めます。

取組体系

- (1) 地域における子育て支援の充実
- (2) 地域における子どもの健全育成



○子育て支援センターの様子（幼児教育センター）

1 地域における子育て支援の充実

地域における子どもと子育ての支援を進めるため、保育所等に通っていない乳幼児とその保護者が相互に交流等を行う地域子育て支援センター、子育て等の援助を受ける方とその援助を行う方との相互援助活動をコーディネートするファミリーサポートセンター等の事業を推進します。

また、子育て講演会の開催等を通じ、地域で子どもや子育てを支えようとする市民意識の醸成を図ります。

① 地域子育て支援機能の充実

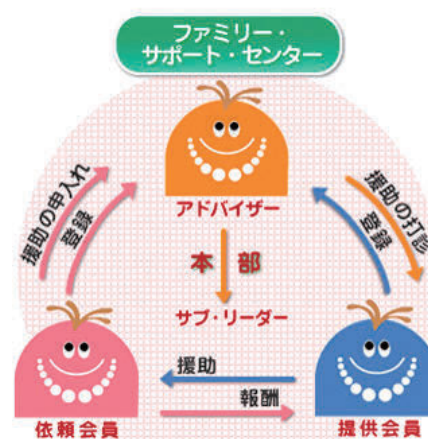
- 地域子育て支援センターを拠点に、認定こども園における子育て支援事業と連携及び役割分担を図りながら、地域の子どもや保護者に対する子育て支援を総合的に提供します。

[取組の目標] * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
地域子育て支援拠点事業 〔月あたり延べ利用人数〕	8,402 人	7,950 人
〔実施体制〕	公立の施設での対応及び民間施設への委託を通じ実施	

② ファミリーサポートセンターの運営

- 保育所の送迎や預かりなど、他の保育サービスでは満たされない一時的な保育ニーズへの対応を図るため、ファミリーサポートセンターの運営を通じ、支援を希望する「依頼会員」と、支援を行う「提供会員」のコーディネートを行います。
- 利用しやすい環境をつくるため、依頼会員と提供会員の交流会を継続して開催するとともに、情報発信を強化することにより制度の周知に努めます。
- 会員養成講座やスキルアップ研修会等の開催を通じ、提供会員の質の確保を図ります。
- 「西九州させば広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間における会員養成講座やスキルアップ研修会等の相互受講のほか、ファミリーサポートセンター事業を実施していない自治体に対しては、本市を中心に支援講習会を開催し、立ち上げ支援を行います。



○ファミリーサポートセンターの仕組み

[取組の目標] * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
ファミリーサポートセンター事業 〔延べ利用人数〕	1,703 人	1,810 人
〔延べ利用人数〕		1,810 人

③ 子育て支援サークルの自主的活動へのサポート

- 市民が主体となった子育て支援を推進するため、子育て支援サークルに対して、各種講座の開催や情報発信等を通じ、サークル相互または他団体との交流促進による自主的な活動の広がりと活性化を図ります。

④ 子育てサポーターの養成

- 子育てサポーターの確保を図るため、子育てサポーター養成講座を開催します。また、講座修了者に対するフォローアップ研修を行うなど、継続したサポーター育成を行います。
- 子育てサポーターへの理解を促進するとともに、養成講座への参加者の拡大を図るため、情報発信の強化に努めます。

⑤ 子育て支援意識の高揚

- 地域に向けた子育て講演会・地域懇談会等のふれあいイベントの開催を通じ、地域による子育て支援の意識高揚を図ります。
- 「西九州させほ広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間において子育て講演会等を合同で開催します。



○親子ふれあい遊びの様子

⑥ 事業者の子育てに対する理解促進

- 企業、保護者、市民など、それぞれの役割に関する講演会や講座等の開催を通じ、働き方や父親の育児参加の意識高揚を図ります。
- 全国運動であるイクボス[※]の普及について、行政が率先して取り組みながら、事業者へのセミナーや合同宣言等の実施により、その裾野を広げることに努めます。



○父親向け育児講座（絵本ライブ）の様子



○企業向けイクボスセミナーの様子

2 地域における子どもの健全育成

放課後児童クラブの運営等による子どもの健全育成に資する居場所づくりを図るとともに、各種団体や関係機関等の連携強化等の面で様々な取組を進めます。

また、天候の影響を受けることなく子どもと保護者が楽しく遊べる「屋内遊び場」を官民連携のもとで名切地区の公園内に整備し、運営することにより、子どもと子育てを通じ人が集い、繋がり合う場の創出を図ります。

① 新・放課後子ども総合プランに係る取組の推進

- 市民ニーズや地域の実情等を踏まえ、放課後児童クラブに係る計画的な量の確保とともに、職員の資質や施設の環境整備等の面で、サービス水準の維持・向上を図ります。
- 就学前の児童の保護者や転入者に対して、放課後児童クラブの開設場所等適切な情報提供を行います。
- 放課後児童の見守り対策として、放課後子ども教室[※]等を活用した一体的な事業展開のほか、施設の有効活用の観点からも、既存施設や小学校の余裕教室を活用した一体型の放課後児童クラブの開設について検討します。なお、その際は、教育委員会、各小学校との定期的な協議の場を設けるなど、連携に努めます。

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
放課後児童健全育成事業〔利用実人数〕	2,499 人	3,082 人
1 年生	781 人	996 人
2 年生	706 人	855 人
3 年生	472 人	575 人
4 年生	280 人	345 人
5 年生	159 人	196 人
6 年生	101 人	115 人
〔利用定員〕	2,810 人	3,255 人

② 施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり

- 地域での子どもの居場所づくりのために、地域コミュニティの再構築等の環境変化を踏まえながら、地域の実情やニーズ等に応じた施設の利活用を進めます。
- 「西九州させぼ広域都市圏」の重点事業として、天候の影響を受けることなく、『遊びを通じて親子が学び・育つ場』として、「屋内遊び場」を官民連携のもとで名切地区の公園内に整備し、適切な運営を行います。



○子どもの屋内遊び場イメージ図

3 幼児教育・保育の充実

施策の目的

子どもが充実した幼児教育・保育サービスを受けられ、また、保護者が子育てと仕事を両立できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI（重要業績評価指標）	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
保育所待機児童数（10月1日現在）	5人	0人
幼児教育・保育の量の確保率※ （10月1日現在）	100.7%	100%

※幼児教育・保育の見込み量に対する入所者数の割合

市民等に求められる基本的な姿勢・役割

- 幼児教育・保育に係る各種サービスについて、日頃から情報の収集を行うとともに、子育てと仕事の両立など、状況に応じて適切な利活用を図ることが望まれます。
- 幼児教育・保育を行う施設等は、需要に対する供給量の確保や幅広いニーズに対応するなど、利用する市民の立場を考慮したきめ細やかな支援を行います。特に、幼児教育・保育における質の向上のための取組については積極的に推進します。

取組体系

- (1) 幼児教育・保育における量の確保と質の向上
- (2) 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開



○園児の様子（白南風幼稚園）

1 幼児教育・保育における量の確保と質の向上

幼児教育と保育の充実のため、国による無償化等の影響を考慮しながら、幼稚園や保育所、認定こども園等の需要に対して、定員の拡充や保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保します。

また、幼児教育センター*を中枢として、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、幼稚園教諭・保育士に対する各種研修・講座の開催等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

① 幼児教育・保育環境の充実

- 幼児教育・保育施設においては、質の高い教育・保育の提供が可能となるよう、教育・保育環境の整備を進めます。
- 幼児教育・保育需要に対する適正な供給に努めるとともに、老朽化した施設の計画的な改修を進めます。
- 安定した保育の提供及び利用者の利便性向上に鑑み、保育を必要とする全ての子どもについて、保育所等における保育標準時間（1日11時間）の利用を可能とします。
- 幼児教育・保育に係る保護者の経済的負担を考慮する中で、国の人づくり革命の1つでもある幼児教育・保育の無償化や保育料階層の細分化等による軽減を図ります。
- 離島における保育の確保にあたっては、小規模保育事業、家庭的保育事業など、児童規模に合わせた運営を行うとともに、状況に応じ、財政的支援も視野に入れた効率的な手法による対応を図ります。

② 幼児教育・保育の質の向上

- 保育人材の確保にあたっては、保育士等の処遇改善を図るとともに、保育施設等に対する人件費の一部助成等の支援を行います。また、雇用対策や若年層の移住・定住促進等の多方面での保育人材の確保に係る各種取組を展開しつつ、国や長崎県など市域を超えた関係機関等とも連携を図りながら、さらなる成果の向上につなげます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等に対する実地の検査・確認及び立入調査を計画的に行うことにより、適正な施設運営を図ります。



○保育所等監査の様子

- 幼児教育・保育全般に関する調査・研究の「中枢」を担う施設として、佐世保私立幼稚園協会や佐世保市保育会等関係団体と連携し、調査・研究の実践を図るとともに、幼児教育・保育施設へ研究結果の情報を発信します。
- 幼児教育・保育に関する研修拠点として、研修内容や実施方法等の検討を行うとともに、「西九州させぼ広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間において教職員向けの研修等を合同で開催します。
- 保幼小連携推進会議や関係団体との連携を深めながら、「保幼小連携接続カリキュラム」のさらなる活用や必要な見直し等を通じ、全市的に保幼小連携を推進します。
- 特別支援学校やまどか教室、子ども発達センター等の関係機関との連携を通じ、特別支援教育等を担う幼稚園教諭や保育士の資質向上を図ります。

2 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開

共働き家庭の増加や多様な就労形態など幼児教育・保育を取り巻く環境の変化に応じて、延長保育、一時預かり、病児保育等に係る市民ニーズに対応できる体制を整えながら、様々な事業・サービスを展開します。

① 延長保育等の実施

- 子どもたちの健やかな成長のため市民ニーズを考慮しながら、現在の延長保育事業の継続的な実施を含め、適宜、実情や市民ニーズ等に応じた最適な支援について検討を行います。
- 休日保育について、地域バランスを考慮し、市内全域で均衡のとれたサービスの適切な提供に努めます。
- 一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園等において、地域の実情に応じた活用に考慮しながら、一時的な預かりによる必要な保育を行います。



○園庭の様子（白南風幼稚園）

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
延長保育事業（時間外保育） 〔利用実人数〕	3,640 人	3,670 人
〔利用実人数〕		3,670 人

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
一時預かり事業（幼稚園在園児） 〔延べ利用実人数〕	116,216 人	153,340 人
〔延べ利用実人数〕		153,340 人

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
一時預かり事業（幼稚園在園児以外） 〔延べ利用実人数〕	5,129 人	2,500 人
〔延べ利用実人数〕		2,500 人

② 病児保育の推進

- 乳幼児の急な体調変化にも対応できるよう、小児科併設の「病児対応型」の病児保育を基本に継続して実施します。
- 「西九州させほ広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間で圏域に所在する病児・病後児保育施設の相互利用を可能とし、居住地や勤務地に近い施設を利用できるなど、利用者のニーズに合わせたサービスの提供を図ります。

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
病児保育事業〔延べ利用人数〕	2,764 人	3,200 人
〔利用定員〕	6,762 人	9,408 人

③ その他の保育事業

- 乳児担当の看護師または保健師の配置促進を継続して実施するとともに、医療的ケア児も含め、障がい児保育等における量及び質の両面での充実を図ります。

第5章 子ども・子育て 支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、「教育・保育の量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定めます。

本計画においては、教育・保育提供区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供できることから、市内を1区域とする教育・保育提供区域を設定します。

2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号関係)

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。市に居住する子どもについて、「幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の現在の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

- 3－5歳 幼児期の教育を受ける子ども（第19条1項1号に該当：教育標準時間認定）
- 3－5歳 保育の必要性のある子ども（第19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）
- 0－2歳 保育の必要性のある子ども（第19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

1 量の見込みの算出方法

児童数については、「住民基本台帳」の人口（各年9月30日現在）をもとに、平成26年度から平成30年度までの5年間平均の人口（変化率）を適用し推計しました。なお、教育・保育の量の見込みにあたっては、過去の利用実績や児童数の推計値に、今後予定されている大型宅地開発による影響を加味した上で算出しました。

2 量の見込みと確保方策

〔教育・保育の量の見込み〕（1号・2号・3号認定の見込み数【単位：人】）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1号認定	2,993	2,875	2,817	2,785	2,788
2号認定	3,516	3,377	3,309	3,270	3,275
3号認定（0歳）	946	972	996	1,007	1,020
3号認定（1・2歳）	2,577	2,694	2,736	2,759	2,770
合計	10,032	9,918	9,858	9,821	9,853

〔確保方策の方向性〕

- ・教育・保育の量に係る需給については、既存施設の範囲において、一定のバランスが保たれているものと考えられます。
- ・なお、地域的な量の見込みと確保方策のバランス等といった事象にあたっては、教育・保育環境の整備におけるソフト及びハード両面での対応を視野に入れながら、適切かつ柔軟な運用を図っていくことが求められます。

	令和2年度 10,032人			令和3年度 9,918人			令和4年度 9,858人			令和5年度 9,821人			令和6年度 9,853人			
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
量の見込み	2,993	3,516	3,523	2,875	3,377	3,666	2,817	3,309	3,732	2,785	3,270	3,766	2,788	3,275	3,790	
確保方策	特定教育 保育施設	2,259	3,472	3,394	2,141	3,333	3,537	2,083	3,265	3,603	2,051	3,226	3,637	2,054	3,231	3,661
	特定地域型 保育事業	0	18	29	0	18	29	0	18	29	0	18	29	0	18	29
	確認を受け ない幼稚園	734	0	0	734	0	0	734	0	0	734	0	0	734	0	0
	認可外保育 施設	0	26	100	0	26	100	0	26	100	0	26	100	0	26	100
合計（再掲）	2,993	3,516	3,523	2,875	3,377	3,666	2,817	3,309	3,732	2,785	3,270	3,766	2,788	3,275	3,790	

《参考》エリア別の量の見込み

市内地域の現状や特性、大規模な宅地開発等による量的な変動要素のほか、アンケートの統計処理上の条件等も勘案した中で、「佐世保市都市計画マスタープラン」（平成23年3月策定）の地域連携・調和エリアとして設定されている以下の6つのエリア別に量の見込みを行っており、前頁の確保方策の運用に際し、補完する参考資料として示すものです。

6つのエリア

- 1 佐世保中央〔本庁・宇久行政センター管内〕
- 2 相浦〔相浦・黒島支所管内〕
- 3 東部〔早岐・針尾・江上・宮・三川内支所管内〕
- 4 日宇〔日宇支所管内〕
- 5 中北部〔中里皆瀬・大野・柚木支所管内〕
- 6 北部〔吉井・世知原・小佐々・江迎・鹿町支所管内〕



エリア	認定選別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
本庁・宇久	1号認定	884	830	803	786	786
	2号認定	1,038	975	943	923	923
	3号認定（0歳）	275	280	286	290	292
	3号認定（1・2歳）	748	776	781	787	791
	合計	2,945	2,861	2,813	2,786	2,792
相浦・黒島	1号認定	415	409	398	390	382
	2号認定	487	480	467	458	449
	3号認定（0歳）	126	129	132	133	135
	3号認定（1・2歳）	368	371	373	377	378
	合計	1,396	1,389	1,370	1,358	1,344
早岐・針尾・江上・宮・三川内	1号認定	613	582	577	586	581
	2号認定	720	684	678	688	682
	3号認定（0歳）	204	208	211	214	216
	3号認定（1・2歳）	556	569	574	577	579
	合計	2,093	2,043	2,040	2,065	2,058
日字	1号認定	393	412	425	418	426
	2号認定	462	484	499	491	500
	3号認定（0歳）	131	142	151	153	159
	3号認定（1・2歳）	344	378	406	416	420
	合計	1,330	1,416	1,481	1,478	1,505
大野・中里皆瀬・柚木	1号認定	427	397	380	381	389
	2号認定	502	466	447	447	457
	3号認定（0歳）	136	138	141	142	143
	3号認定（1・2歳）	355	382	383	386	387
	合計	1,420	1,383	1,351	1,356	1,376
吉井・世知原・小佐々・江迎・鹿町	1号認定	261	245	234	224	224
	2号認定	307	288	275	263	264
	3号認定（0歳）	74	75	75	75	75
	3号認定（1・2歳）	206	218	219	216	215
	合計	848	826	803	778	778

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項第 2 号関係)

1 量の見込みの算出方法

教育・保育の量の見込みの算出と同様、「児童数の推計」、「国が示した算出方法」等に基づき、各事業の量の見込みを算出しました。

2 量の見込みと確保方策

① 利用者支援事業

〔事業内容〕

- 子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。下記 3 つの設置形態があります。

基本型	地域子育て支援拠点等の身近な場所から、地域における子育て支援のネットワークを利用しながら、子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、関係施設・機関と連絡調整を実施する事業。
特定型	主に市区町村の窓口で、子どもとその保護者が幼稚園・保育所・認定こども園等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、関係施設・機関と連絡調整を実施する事業。
母子保健型	妊娠中から産前産後、乳幼児期の子育ての不安や悩みなど、様々な相談に切れ間なく対応する事業。

〔量の見込みと確保方策〕

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	基本型・特定型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	基本型・特定型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

〔確保方策の方向性〕

- ・市（子ども未来部窓口〈すこやかプラザ〉）において、特定型として保育コンシェルジュを配置し、母子保健型として子育て世代包括支援センター（ままんちさせぼ）を設置し、利用者への支援を行います。

② 地域子育て支援拠点事業

〔事業内容〕

- 乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（月あたり延べ利用人数）	8,290人	8,200人	8,120人	8,030人	7,950人
確保方策（実施体制）	・公立の施設での対応及び民間施設への委託を通じ、子育て支援事業として「交流の場の提供・交流促進」、「子育てに関する相談・援助」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子ども・子育て支援に関する講習」等を実施。				

〔量の見込みの算出方法〕

- ・地域子育て支援拠点事業の量の見込みについては、利用実績をもとに算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・乳幼児とその保護者の利便性を図りながら、地域子育て支援拠点事業を継続的に実施します。
- ・市民ニーズを考慮し、事業の利用状況をみながら、必要に応じて計画（確保方策）の見直しを行います。

③ 妊婦健康診査

【事業内容】

- 妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (受診人数) (延べ受診回数)	1,960人 23,520回	1,930人 23,160回	1,900人 22,800回	1,870人 22,440回	1,840人 22,080回
確保方策 (実施場所) (検査項目) (実施時期)	・実施場所：医療機関 ・検査項目 「問診及び診察」、「血圧・体重測定」、「尿化学検査」、「超音波検査」、「ABO血液型」、「Rh血液型」、「梅毒血清反応検査」、「B型肝炎抗原検査」、「C型肝炎抗体検査」、「グルコース」、「貧血」、「HIV検査」、「不規則抗体」、「風疹ウイルス抗体価検査」、「クラミジア抗原検査」、「グルコース 50 get」、「ATL抗体検査」、「一般細菌培養 GBS」 ・実施時期：随時実施				

【量の見込みの算出方法】

- ・妊婦健康診査の量の見込みについては、利用実績をもとに算出しました。

【確保方策の方向性】

- ・14回の妊婦健康診査を継続して実施します。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

〔事業内容〕

- 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、「子育て支援に関する情報提供」、「乳児・保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談」を行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (対象者数)	1,910人	1,890人	1,860人	1,830人	1,800人
確保方策(実施体制)	・市(子ども保健課)において実施。家庭訪問員(平成30年度:14人)、助産師(平成30年度:5人)が訪問。 ・家庭訪問員は、市が実施している子育てサポーター養成講座を受講し、一定期間、子育て支援に関する活動の経験を有する者。				

〔量の見込みの算出方法〕

- ・乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みについては、人口推計をもとに利用実績を考慮して算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・乳児家庭全戸訪問事業を継続して実施します。
- ・専門家による研修や訪問員相互の研修を行うことで、引き続き家庭訪問員や助産師の資質向上を図ります。

⑤ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(イ) 養育支援訪問事業

〔事業内容〕

- 児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施することで、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業です。

(家事支援、育児に係る相談<母子相談、母の身体的・精神的不調状態に対する相談、未熟児・多胎児等に対する育児相談、保護者に対する育児支援等>)

〔量の見込みと確保方策〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ訪問世帯数)	170件	170件	170件	170件	170件
確保方策(実施体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・市(子ども保健課)において実施。 ・養育支援家庭訪問員(平成30年度:5人)、養育支援助産師(平成30年度:5人)が訪問。 ・1回あたりの支援時間は2時間以内とし、回数は8回を限度。 				

〔量の見込みの算出方法〕

- ・養育支援訪問事業の量の見込みについては、利用実績をもとに算出しました。
(平成28年度~30年度実績の平均値)

〔確保方策の方向性〕

- ・養育支援訪問事業を継続して実施します。
- ・関係機関との更なる連携を図ります。
- ・家庭内における適切な養育環境の提供を目指した自立支援を行います。

(ロ) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

〔事業内容〕

- 虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行う事業です。

〔今後の方針〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施の有無 (実施体制)	実施	実施	実施	実施	実施
	・「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」における委員会や検討会の定期的な開催、必要に応じた個別ケース会議の開催を通じ、子どもを守るための包括的なサポートを行います。				

⑥ 子育て短期支援事業

〔事業内容〕

- 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行うショートステイ事業及び夜間養護等を行うトワイライトステイ事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用人数)	130人	130人	130人	130人	130人
確保方策 (延べ利用人数)	130人	130人	130人	130人	130人

〔量の見込みの算出方法〕

- ・子育て短期支援事業の量の見込みについては、人口推計をもとに利用実績を考慮して算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・子育て短期支援事業を継続して実施します。
- ・児童養護施設（4施設<市内2施設>）や里親等に委託して実施します。

⑦ ファミリーサポートセンター事業

〔事業内容〕

- 乳幼児や児童（小学生）の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行う者（提供会員）との相互援助活動に関するコーディネートを行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用人数)	1,740人	1,750人	1,770人	1,790人	1,810人
確保方策 (延べ利用人数)	1,740人	1,750人	1,770人	1,790人	1,810人

〔量の見込みの算出方法〕

- ・ファミリーサポートセンター事業の量の見込みについては、利用実績をもとに会員数の増加状況を加味して算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・ファミリーサポートセンター事業を継続して実施します。

⑧ 一時預かり事業

〔事業内容〕

- 一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園等その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業であり、主な実施形態は下記のとおりです。

一般型	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所や地域子育て支援拠点のほか、利便性の高い場所で、児童を一時的に預かり、必要な保育を行う事業。
幼稚園型Ⅰ	幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育期間の前後又は長期休業日等に一時的に預かる事業。
幼稚園型Ⅱ	幼稚園において、保育を必要とする2歳児について、定期的に預かる事業。

〔量の見込みと確保方策〕

幼稚園在園児	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用人数)	128,700人	132,250人	138,030人	144,820人	153,340人
確保方策 (延べ利用人数)	128,700人	132,250人	138,030人	144,820人	153,340人

幼稚園在園児以外	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用人数)	4,040人	3,580人	3,180人	2,820人	2,500人
確保方策 (延べ利用人数)	4,040人	3,580人	3,180人	2,820人	2,500人

〔量の見込みの算出方法〕

- ・ 一時預かり事業の量の見込みについては、教育・保育の量の見込みをもとに利用実績を考慮し算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・ 幼稚園型の一時預かり事業と保育所の一時預かり事業について、市民ニーズを考慮しながら、今後も継続して実施します。

⑨ 延長保育事業

〔事業内容〕

- 保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等において、通常の 11 時間の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (利用実人数)	3,670 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人
確保方策 (利用実人数)	3,670 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人

〔量の見込みの算出方法〕

- ・ 延長保育事業の量の見込みについては、人口推計をもとに利用実績を考慮し算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・ 保育所、認定こども園等において 1 時間以上の延長保育事業を実施しており、市民ニーズを考慮しながら、今後も継続して実施します。

⑩ 病児保育事業

〔事業内容〕

- 児童が発熱等急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業であり、主な実施形態は下記のとおりです。

病児対応型	児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。
病後児対応型	児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。
体調不良児対応型	児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。

〔量の見込みと確保方策〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用人数)	3,200人	3,200人	3,200人	3,200人	3,200人
確保方策 (延べ利用定員数)	9,408人	9,408人	9,408人	9,408人	9,408人

〔量の見込みの算出方法〕

- ・ 病児保育事業の量の見込みについては、利用実績を考慮し算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・ 児童の急な体調変化にも対応できるよう、小児科併設の病児保育室で病児保育事業（病児対応型）を実施しており、今後も継続して実施します。

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

〔事業内容〕

- 保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校が休みの時などに、保護者が帰宅するまでの時間に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (利用実人数)	2,736人	2,843人	2,955人	3,027人	3,082人
1年生	880人	916人	954人	978人	996人
2年生	753人	785人	818人	839人	855人
3年生	507人	528人	551人	565人	575人
4年生	314人	323人	332人	339人	345人
5年生	178人	184人	189人	193人	196人
6年生	104人	107人	111人	113人	115人
確保方策 (利用定員数)	2,975人	3,055人	3,135人	3,215人	3,255人

〔量の見込みの算出方法〕

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みについては、利用実績の増加率、児童生徒数の将来推計をもとに算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・市民ニーズに対応するため必要な地域（校区）を対象として、新たな放課後児童クラブの開設等により供給・確保します。
- ・施設の有効活用の観点からも、既存施設や小学校の余裕教室の活用を視野に入れた放課後児童クラブの開設を検討します。なお、その際には教育委員会、各小学校との定期的な協議の場を設けるなど、連携に努めます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

- 子どもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費(副食材料費)等について、世帯所得の状況等を勘案して、その一部を助成する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施の有無 (実施内容)	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施
	・新制度未移行の幼稚園を利用する児童の副食材料費の一部助成について実施します。なお、他の費用については、国の状況等を見ながら、必要に応じ検討していきます。				

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

[新規参入施設等への巡回支援]

市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用して巡回支援等を行う事業です。

[認定こども園特別支援教育・保育経費]

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な人件費の一部を助成する事業です。

【今後の方針】

国の状況等を見ながら、必要に応じ、事業実施について検討していきます。

4

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

1 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取組を充実させる施設であり、保護者や子どもの環境に合わせた利用が可能となる施設です。

今後も、市民ニーズの把握を行いながら、地域の実情に応じた認定こども園の普及を継続するとともに、施設が認定こども園に移行する際に必要な支援を実施します。

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

幼児教育・保育全般に関する調査・研究の中核を担う施設である幼児教育センターにおいて、保幼小連携に関することや特別支援教育等、研究テーマの企画・立案や調査方針の調整等を行います。

また、佐世保市保育会や佐世保私立幼稚園協会等の関係団体と連携し、調査・研究の実践を図るとともに、幼児教育・保育施設に対し研究結果の情報を発信します。さらに、多様な施設・形態に応じた研修内容や実施方法等を検討するなど、幼児教育・保育に関する研修拠点としての役割を果たします。

一方、特別支援学校やまどか教室、子ども発達センター等の関係機関との連携を通じ、特別支援教育等を担う幼稚園教諭や保育士の資質向上を図ります。

3 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業*を行う者の連携並びに保育所、幼稚園及び認定こども園と小学校等との連携の推進方策

市内全ての保育所、幼稚園及び認定こども園と小学校等の連携を図るため、平成24年度に「保幼小連携接続カリキュラム」の策定、平成27年度に要録様式の統一を行いながら、保幼小の連携事業を実施しています。

引き続き、保幼小連携推進会議や関係施設との連携を深めることにより、全市的に保幼小連携を推進するとともに、国における各種要領の改定等の動向を見ながら、「保幼小連携接続カリキュラム」のさらなる活用や必要な見直しを進めます。

第 6 章 計画の推進体制

1 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、「佐世保市子ども・子育て会議」において各種施策の実施状況を審議するなど、継続的に点検・評価・見直し(PDCA サイクルの実践)を行い、より実効性のある施策展開を図ります。

2 計画の進捗管理と点検・評価

計画の進捗管理にあたっては、数値目標の達成状況等を確認しながら、「佐世保市子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行います。

なお、評価結果については、市のホームページ等で適宜公表するとともに、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

資料編

1 佐世保市子ども・子育て会議委員名簿

※任期:平成29年9月4日～令和元年9月3日

	所属団体等	役職名等	委員名	所属分科会	備考
学識経験者	長崎短期大学	副学長	川原 ゆかり		会 長
学識経験者	長崎国際大学	社会福祉学科 講師	安藤 佳珠子	(Ⅰ)母子保健の推進と 安心な育児環境の充実	分科会長
医療関係	佐世保市医師会(小児科医会)	いけだ小児科 院長	池田 修三		
子育て支援団体	佐世保市民生委員児童委員協議会連合会 (主任児童委員部会)	副部会長	樋渡 尚子		
関係団体	自閉症親の会佐世保地区		田吉 春美		
関係団体	長崎県佐世保子ども・女性・障害者支援センター	所長	樋口 昌巳		副分科会長 平成30年5月18日～
市民公募	子育て中もしくは子育てに関心がある市民		糸永 真利子		
市民公募	子育て中もしくは子育てに関心がある市民		佐藤 沙織		
子育て当事者 (保護者など)	佐世保市PTA連合会	副会長	山口 豊	(Ⅱ)地域での子ども 子育て支援	分科会長
労働者関係	連合長崎佐世保地域協議会	議長	菊永 昌和		
保育関係	佐世保市学童保育連絡協議会	副会長	中尾 信子		
小学校	佐世保市小学校長会	佐世保市立天神小学校長	蒲川 法子		副分科会長
子育て支援団体	子育てサークルネットワークさせぼ	顧問	古市 泰子		平成31年1月29日～
市民公募	子育て中もしくは子育てに関心がある市民		永野 智子		平成30年5月18日～
企業関係	佐世保商工会議所	議員	小川 寛		(Ⅲ)幼児教育・保育の充実
保育関係	佐世保市保育会	総務委員	和田 かおる	平成30年9月5日～	
保育関係	佐世保私立幼稚園協会	会長	朝野 卓也	副分科会長	
保育関係	長崎県子育て支援協会	会長	仲尾 勝利		
子育て当事者 (保護者など)	佐世保私立幼稚園PTA連合会	副会長	中根 悠子	平成30年7月2日～	
市民公募	子育て中もしくは子育てに関心がある市民		津田 沙耶		

・事務局:子ども未来部子ども政策課

2 佐世保市子ども・子育て会議審議経過

時期	全体会	分科会
平成30年度	9月21日(金) 第1回全体会 開催 ・市長から子ども・子育て会議への諮問 ・計画策定の基本的な考え方について ・策定スケジュールについて	
	11月7日(水) 第2回全体会 開催 ・子ども・子育てに関する現状と課題について ・子ども・子育てに関する基礎調査について ・今後における調査審議の方法について ※分科会の設置について了承	佐世保市子ども・子育て会議分科会設置 (Ⅰ)母子保健の推進と安心な育児環境の充実 (Ⅱ)地域での子ども・子育て支援 (Ⅲ)幼児教育・保育の充実
	2月6日(水)(Ⅲ) 2月7日(木)(Ⅰ)・(Ⅱ)	第1回分科会 開催 (1)分科会長・副分科会長の選出 (2)次期「新させぼっ子未来プラン」の策定について ①分科会の分野における佐世保市の現状・課題について ②現状・課題を受けての取組について ③まとめ ※ワークショップ形式
	3月26日(火) 第3回全体会 開催 ・第1回分科会の報告について ・次期「新させぼっ子未来プラン」(仮称)の骨子案の整理について	
平成31年度	4月23日(火) 第4回全体会 開催 ・平成31年度における策定作業プロセスについて ・次期プランの検討材料について ・次期プランの構成及び新たな視点等について	
令和元年度	7月1日(月)(Ⅲ) 7月2日(火)(Ⅱ) 7月4日(木)(Ⅰ)	第2回分科会 開催 ・今後の取組の方向性・支援事業の内容について ①子ども・子育て支援事業計画について ②次世代育成支援行動計画について ※ワークショップ形式
	8月7日(水)(Ⅰ) 8月8日(木)(Ⅱ)・(Ⅲ)	第3回分科会 開催 ①次期「新させぼっ子未来プラン」[案]について
	8月26日(月) 第5回全体会 開催 ・次期「次世代育成支援佐世保市行動計画及び佐世保市子ども・子育て支援事業計画」の策定に係る答申案について	
	9月2日(月) 答 申 ・子ども・子育て会議 川原会長から市長へ審議結果の答申	

3 用語解説

あ行

■イクボス

「部下や同僚等の育児や介護・ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司」を指す言葉。

か行

■核家族

一組の夫婦のみ、一組の夫婦とその子ども、父子世帯や母子世帯、両親または父母のどちらか一方と未婚の兄弟姉妹のいずれかからなる家族。若者の一人暮らしや高齢者の一人暮らしは単身世帯に分類。

■教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園及び児童福祉法に規定する保育所のこと。

■子育て世代包括支援センター

妊娠中から産前産後、乳幼児期の子育ての不安や悩みを切れ目なく相談できる窓口。

■子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点。

■子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

■子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

■子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。子ども・子育て支援新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する計画。

さ行

■佐世保市教育基本方針

教育振興基本計画において、「新しい時代を生き抜くためのたくましさ豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める」と定めている。

■相対的貧困

所得が少ないことによって、自分が所属する社会の他の人々が通常手に入れられる物やサービスが手に入れられない、通常経験できることが経験できないといった状態におかれていること。

た行

■地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等、子ども・子育て支援法に基づき実施する事業。

■地域型保育事業

0～2歳児を対象とし、小規模保育、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員5人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育を行う事業。

■等価可処分所得

世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯の人数の平方根で割ったもの。

な行

■認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育・子育て支援を一体的に行う施設。

は行

■ 保育コンシェルジュ

子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、認可外保育施設や一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービスについて情報を提供する職員。

■ 放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の協力を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業。

■ 貧困率(相対的貧困率)

相対的貧困がどの程度存在しているかを量的に表す指標。統計的方法で貧困ラインを算出し、それに満たない所得で生活している人々の割合。

※厚生労働省では、OECD（経済協力開発機構）の基準に基づき、等価可処分所得の中央値の半分を「貧困線」の値とし、「貧困線」の値を下回る等価可処分所得しか得ていない者の全体に対する割合を算出している。

や行

■ 幼児教育センター

幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対する研修機会の提供や相談業務、市（区）町村や幼児教育施設に対する情報提供等を行う地域の拠点のこと。

わ行

■ ワーク・ライフ・バランス

働く人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

■ ワンストップサービス

1か所で様々な相談や行政手続きを行うことができるサービスのこと。

第2期 新させぼっ子未来プラン

発行年月：令和2年3月

発行：佐世保市子ども未来部子ども政策課
(〒857-0042 佐世保市高砂町5番1号)

電話：0956-24-1111 (代表)

電子メール：kodosei@city.sasebo.lg.jp



佐世保市
子育て応援

